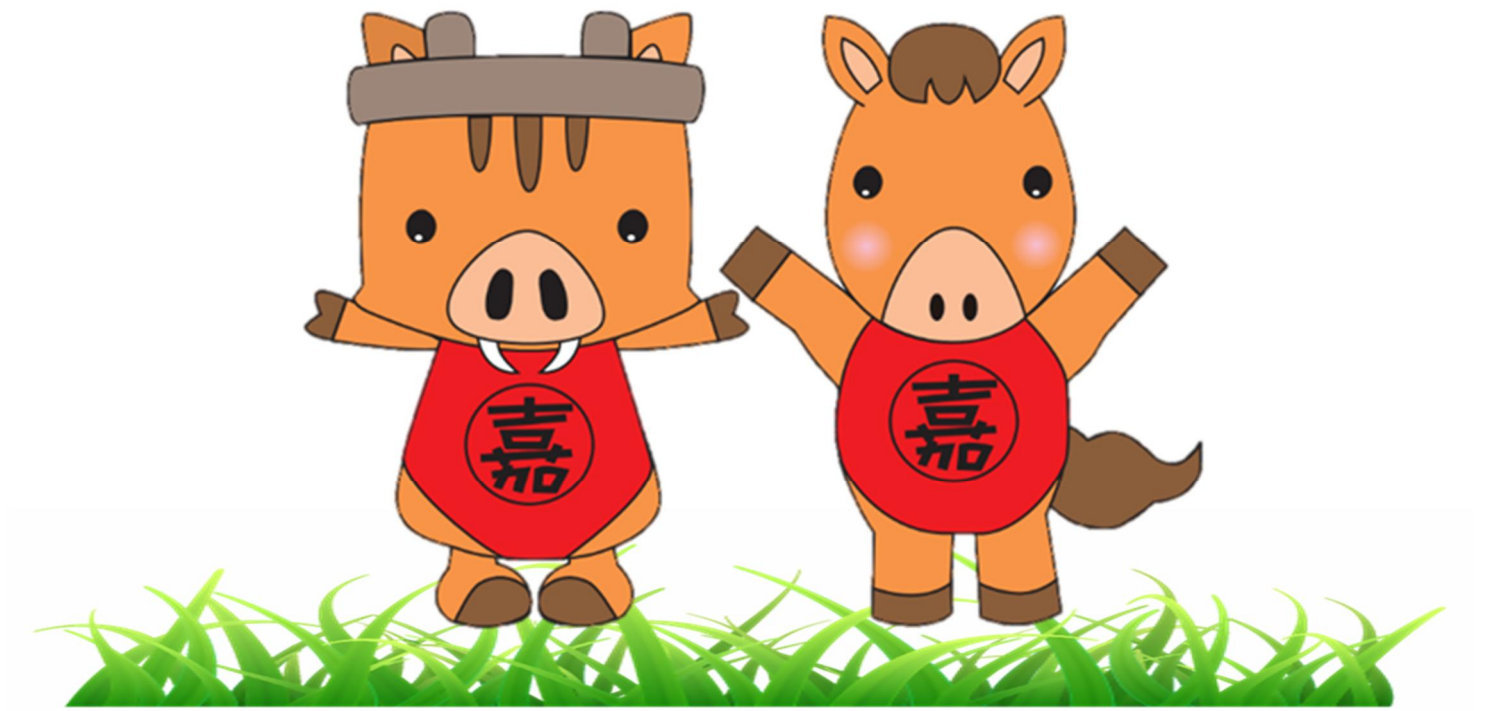


令和 8 年度

健康づくり推進協議会
保健事業実績及び計画



嘉麻市

目次

第1章 嘉麻市の概要	1
1. 嘉麻市の人口推移	1
2. 嘉麻市の人口動態	2
第2章 機構および事業概要	3
1. 組織機構および職員数(会計年度任用職員を含む)	3
第3章 母子保健事業	4
1. 妊娠の届出(母子健康手帳の交付)	4
2. 妊婦のための支援給付	4
3. 妊婦健康診査	5
4. 養育医療受給資格認定事業	6
5. 産後ケア事業 (令和3年度より実施)	6
6. 産婦健康診査事業 (令和5年度より実施)	7
7. 新生児聴覚検査事業(令和3年度より実施)	8
8. 新生児訪問指導	8
9. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	9
10. 育児相談	9
11. 育児教室	10
12. 母子栄養強化事業	11
13. 乳幼児健康診査	11
14. 療育相談	14
1) 個別相談	15
2) 医師相談	15
3) 心理相談	16
15. 乳幼児育成指導事業(巡回相談)	17
16. 嘉麻市発達支援連携協議会	18
17. 予防接種	19
1) 乳幼児及び児童、生徒	19
2) 高齢者定期予防接種	21
3) 風しん予防接種助成事業	23
4) 風しん追加的対策 ⇒令和6年度で事業終了	23
5) 造血細胞移植後の再接種助成事業 (令和2年度より実施)	24
第4章 健康増進事業	25
健康教育 <根拠法令>健康増進法第17条第1項	25
1. 稲築保健センター運動指導	25
2. 健康度測定会	26
3. 男性料理教室	27

4. 健康プラス教室	28
5. 子どもと若年世代の食生活改善事業(令和5年度開始事業)	28
6. 受動喫煙防止普及啓発事業(令和6年度開始事業)	31
7. 歯と口の健康づくり事業(令和7年度新規事業)	32
健康相談	33
1. 健康相談	33
2. 血圧手帳の交付・血圧計の貸出	34
3. 減塩モニタ(塩分摂取量簡易測定器)貸出及び減塩指導	34
4. 肺年齢測定	34
健康診査	35
1. 健康診査	35
2. 肝炎ウイルス検査	36
3. 骨粗しょう症検診	37
4. 若年健診	38
5. 歯科検診	38
6. 歯周疾患検診	39
第5章 各種がん検診及び結核検診事業	41
1. 各種がん検診	41
1) がん検診内容及び受診者数	41
2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	46
2)ー1 無料クーポン券配布事業	46
2)ー2 精密検査未受診者に対する受診再勧奨事業	47
2)ー3 5大がん個別の受診勧奨・再勧奨	47
2. 結核検診	48
3. 骨髄等移植ドナー助成金事業(令和4年度開始事業)	49
4. 小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業(令和5年度開始事業)	49
5. アピアランスケア推進事業(令和5年度開始事業)	50
第6章 特定健診・特定保健指導事業	51
第7章 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	55
第8章 精神保健事業	57
1. 相談及び訪問事業	57
2. 自殺対策事業	57
3. ひきこもり支援者意見交換会	59
第9章 その他の健康づくり事業	60
1. 食生活改善推進員研修会(中央研修・普及教室)	60
2. 食生活改善推進員養成教室	60
3. かま体操普及事業	61
4. かましちゃん健康ポイント事業	61

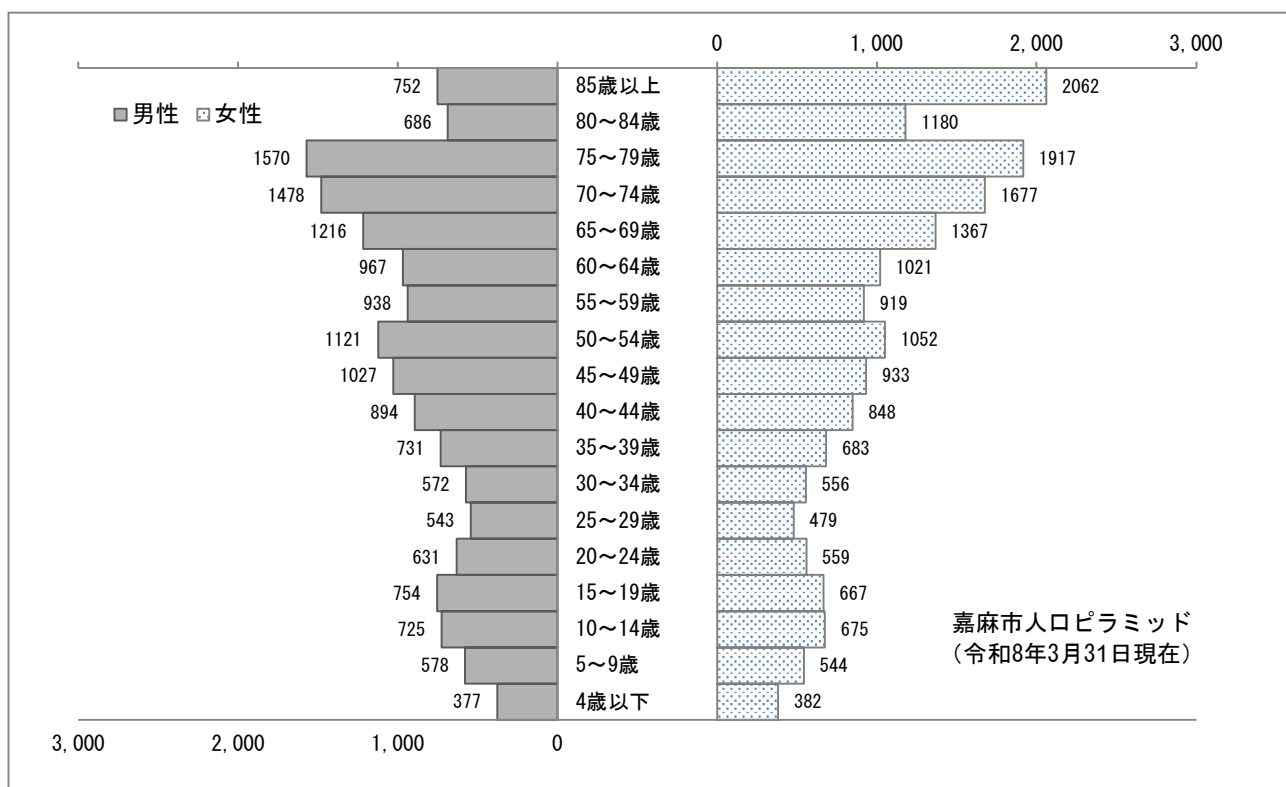
5. Kama さくらウォーク(令和 7 年度開始事業)	63
6. 健康づくり推進のための会議開催の状況	63

第1章 嘉麻市の概要

1. 嘉麻市の人口推移

年 内容		令和3年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
世帯数(世帯)		18,351	18,122	18,029	17,867	17,674
総人口(人)		36,717(△726) 男 17,182 女 19,535	35,337(△1,380) 男 16,558 女 18,779	34,649(△688) 男 16,212 女 18,437	33,862 (△787) 男 15,896 女 17,966	33,081(△781) 男 15,560 女 17,521
0~14 歳(人)		4,000(△157) 男 2,072 女 1,928	3,763(△237) 男 1,941 女 1,822	3,603(△160) 男 1,838 女 1,765	3,455(△148) 男 1,768 女 1,687	3,281(△174) 男 1,680 女 1,601
15~64 歳(人)		18,161(△533) 男 9,176 女 8,985	17,184(△977) 男 8,748 女 8,436	16,722(△462) 男 8,543 女 8,179	16,307(△415) 男 8,352 女 7,955	15,895(△412) 男 8,178 女 7,717
65 歳以上(人)		14,556(△36) 男 5,934 女 8,622	14,390(△166) 男 5,869 女 8,521	14,324(△66) 男 5,831 女 8,493	14,100(△224) 男 5,776 女 8,324	13,905(△195) 男 5,702 女 8,203
高齢化率 (65 歳以上)		39.6% 男 34.5% 女 44.4%	40.7% 男 35.4% 女 45.4%	41.3% 男 36.0% 女 46.0%	41.6% 男 36.3% 女 46.3%	42.0% 男 36.6% 女 46.8%
再 掲	前期高齢者 (65~74 歳)	20.0%	19.7%	19.1%	19.3%	17.3%
	高齢化率	男 20.5% 女 19.6%	男 19.7% 女 19.7%	男 19.1% 女 19.1%	男 18.3% 女 18.1%	男 17.3% 女 17.4%
	後期高齢者 (75 歳以上)	19.6%	21.0%	22.3%	23.4%	24.6%
	高齢化率	男 14.0% 女 24.5%	男 15.7% 女 25.7%	男 16.9% 女 27.0%	男 18.0% 女 28.2%	男 19.3% 女 29.4%

(出典：各年3月31日現在 市民課より)



2. 嘉麻市の人口動態

(単位：人)

内容 \ 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和5年 (福岡県)
出生数(人)	180	169	176	146	134	33,942
出生率(人口千対)	5.0	4.8	5.1	4.3	4.0	6.8
死亡数(人)	627	611	676	693	607	62,153
死亡率(人口千対)	17.58	17.35	19.58	20.48	18.28	12.37
低体重(2,500g未満)児数(人)	18	20	23	11	11	3,423
出生数に対する低体重児数の割合(%)	10.0	11.8	13.1	7.5	8.2	10.1
婚姻率(人口千対)	3.36	2.58	2.81	2.72	2.65	4.09
離婚率(人口千対)	2.02	1.65	2.20	1.36	1.63	1.69

(出典：福岡県保健衛生統計)

第3章 母子保健事業

1. 妊娠の届出(母子健康手帳の交付)

(1) 目的：母子保健法に基づき、妊娠の届出をした方に対して母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査の受診を促すと共に、必要に応じて保健指導を実施し、妊娠・出産・育児に至る一貫したサービスの提供を図ります。　　<根拠法令>母子保健法第16条

(2) 対象：妊娠の届出をした妊婦

(3) 内容：妊娠の届出をした妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、安心・安全な出産に向けて、妊婦健康診査の受診勧奨及び母子健康手帳交付時のアンケート結果に基づいた、必要な保健指導を実施します。

(4) 実績：

※新規交付者のみ

年度 内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
妊娠届出数(人)	156	130	139	125	123

(5) 考察・評価：

令和2年度より、予約制で母子健康手帳の交付を行っています。事前に電話やメール等で予約が入ることで、来所される妊婦の家族構成やきょうだい児の状況、前回の妊娠・出産情報が把握でき、妊婦に応じた個別指導を実施しています。初産婦や若年妊婦・体重管理が必要な妊婦に対しては、妊娠中の栄養や適性体重について、管理栄養士による栄養指導を行っており、また妊娠・出産に不安の強い妊婦や経済的問題を抱える妊婦等には助産師が丁寧に寄り添った支援を行っています。得られた情報を基に、支援プランを作成し、母体の健康管理・出産・育児の不安等について訪問や電話等で保健指導を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない継続した支援の実施に努めています。令和7年度は医療機関との連携によって、言語の壁による意思疎通の難しさや文化・宗教の違いから母子手帳の交付ができていなかった外国人妊婦の支援を行いました。今後も支援が必要となる外国人妊婦が増加していくことが考えられます。

(6) 令和8年度の取り組み：

今年度も引き続き、母子健康手帳交付時に助産師・管理栄養士の面談を実施し、顔の見える関係性・信頼関係の構築・相談しやすい体制づくりに努めます。面談で得られた情報をもとに、必要時、産科医療機関や当課家庭・教育相談支援係等の関係機関と連携しながら、妊産婦が安心して生活できるよう、産後ケア事業、産婦健診事業等、各種事業の周知・啓発を図っていきます。

2. 妊婦のための支援給付

(1) 目的：子ども子育て支援法に基づき、妊婦に対して給付金の支給を実施し、産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

<根拠法令>子ども・子育て支援法第10条の2

(2) 対象：妊婦給付認定者

(3) 内容：母子健康手帳交付時、妊婦であることの認定後に5万円の現金またはポイントギフト、赤ちゃん訪問実施時、こどもの人数の届出後に5万円の現金またはポイントギフトを給付。死産・流産・中絶の場合も支給。

(4) 実績：

内容 \ 年度	妊娠期	出産期	合計
現金（人）	104	98	202
ポイント（人）	21	18	39

(5) 考察・評価：

令和7年度から、妊婦自身が現金かポイントかを選択できるようになり、ポイントについては55,000ポイント支給しましたが、現金を選択する方が約8割と大半を占めていました。

(6) 令和8年度の取り組み：

令和4年度より、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し経済的支援である出産・子育て応援交付金事業を実施していましたが、法改正に伴い、「妊婦のための支援給付」となり、今年度より事業実施主体が子育て支援課になりました。円滑でスムーズな事業実施に向けて取り組みます。

3. 妊婦健康診査

(1) 目的：母子保健法に基づき、妊婦健康診査を実施し、妊娠中の経済的負担を解消するとともに、安心・安全な出産に向けて、母体や胎児の健康管理の向上を図ります。

＜根拠法令＞母子保健法第13条

(2) 対象：妊娠の届出をした方のうち、健康診査時において嘉麻市に住所を有する妊婦。

(3) 内容：妊婦健康診査の実施時期及び回数は以下の通り。福岡県は「妊婦に対する健康診査の望ましい基準（平成27年3月31日）」を100%達成しています。

- ・妊娠初期から23週まで1回／4週間
- ・24週～35週まで1回／2週間
- ・36週から出産まで1回／1週間

妊婦健康診査補助券による公費負担の回数は14回で、主なものとして、1回目にH T L V－1抗体検査（成人T細胞白血病〔A T L〕の検査）・妊娠初期血糖検査、7回目に性器クラミジア検査、11回目にB群溶血性レンサ球菌検査等を実施。

昨年度より子宮頸がん検診・超音波検査が1回ずつ追加になっています。

(4) 実績：

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診実人員（人）	242	204	206	188	194
受診延べ人員（人）	1,826	1,491	1,651	1,430	1,474

(5) 考察・評価：

妊婦健康診査受診実人員・延人員共にほぼ横ばいの状況です。妊娠週数に応じた妊婦健康診査の間隔を守って適正受診できるよう受診勧奨を行いました。

(6) 令和8年度の取り組み：

妊娠週数に応じた妊婦健康診査の健診内容や検査の必要性・結果の見方等について説明するとともに、妊婦に必要な栄養素の摂取や適正体重の管理について、管理栄養士により個別に指導を実施し、妊娠中の栄養摂取が、胎児発育および児の将来の健康のために及ぼす影響を理解してもらえよう努めていきます。

4. 養育医療受給資格認定事業

- (1) 目的：医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を図ります。　＜根拠法令＞母子保健法第20条
- (2) 対象：母子保健法第6条第6項に規定する未熟児であって、医師が入院養育を必要と認める者。
母子保健法第6条第6項にいう諸機能を得るに至っていない者とは、例えば次のような症状等を有している場合をいいます。
- 出生時体重2,000g以下の者
 - 一般状態や体温・呼吸器・循環器・消化器系の状態が悪く、諸機能が未熟な者
- (3) 内容：対象者の申請に基づき、養育医療給付医療券の交付を行い医療費の給付を行います。
- 養育医療の申請受付・認定・決定→子育て支援課母子保健係
 - 養育医療の給付・請求事務→市民課国保年金係

(4) 実績：

年度 内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実人員（人）	7	0	1	5	1

(5) 考察・評価：

平成25年度より県からの権限移譲により実施しています養育医療受給資格認定事業については毎年数名の申請があります。令和7年度の申請は1件でした。

(6) 令和8年度の取り組み：

妊娠中に適切な栄養を摂取することは、妊娠糖尿病や妊娠高血圧症候群の予防だけでなく、低出生体重児が減少にも大きな影響を与えます。妊娠中に必要な栄養や適正体重について、妊婦自身が学習する機会が必要なため、母子健康手帳交付時に、管理栄養士による栄養指導の充実に努めます。

5. 産後ケア事業（令和3年度より実施）

- (1) 目的：産後の心身の回復や育児に不安のある等の育児支援を必要とする母子に対して、嘉麻市産後ケア事業を実施することにより、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができる支援を実施します。
- ＜根拠法令＞母子保健法第17条の2、嘉麻市産後ケア事業実施規程
- (2) 対象：嘉麻市に住民票があり、生後1年未満のお子さんとそのお母さんと、産後ケアを必要とする方。母子共に感染症状がなく、医療行為が必要ない方。
- ※流産死産を経験して1年未満の人も含む。

- (3) 内 容：お母さんの休息・身体的ケア、心理的ケア、乳房ケア、授乳・沐浴等相談・指導、育児相談・指導等

サービスの種類		食事	利用上限	利用者負担額		
				市民税課税世帯 補助有(5回まで)※1	市民税課税世帯 (6回目以降)	生活保護世帯 市民税非課税世帯※2
宿泊型	ショートステイ	3食	原則7泊以内	1泊 1,250円	1泊 5,000円	無料
日帰り	デイケア	1食	原則7日以内	1日 500円	1日 2,000円	無料
通所型	母乳育児相談	なし	1回のみ 2回目以降は 全額自己負担	無料	無料	無料
訪問型	アウトリーチ	なし	3回以内	1回 500円	1回 2,000円	無料

(4) 実 績：

(単位：人)

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
宿泊型	ショートステイ	1	8	4	15	13
日帰り	デイサービス	3	2	13	24	63
通所型	母乳育児相談	21	13	18	22	23
訪問型	アウトリーチ	16	20	7	4	11
延人数		41	43	42	65	110

(5) 考察・評価：

昨年度より利用料減免制度を導入し母子手帳交付時・乳児家庭全戸訪問時等周知を徹底して行ったこともあり昨年度に比べデイサービスやアウトリーチが共に2倍以上の利用者数で、延べ人数も約2倍の増加を認めました。

(6) 令和8年度の取り組み：

昨年度より近隣自治体と調整を図り、県補助制度を利用した課税世帯の利用料減免制度を導入しました。今後も引き続き全ての母親に対して減免制度を実施し、気軽に利用できる体制整備に努めます。また、支援を必要とする方に早期介入できるよう、事業の周知啓発を図ると共に、産科医療機関や助産院等との連携を密にしていきます。

6. 産婦健康診査事業 (令和5年度より実施)

- (1) 目 的：出産後間もない産婦に対し、母体の身体機能の回復、授乳状況及び精神状況の把握等を行うための健康診査費用を助成することにより、産後うつ及び新生児への虐待の予防を図ります。 <根拠法令>母子保健法第13条第1項

- (2) 対 象：嘉麻市に住民票があり、出産後8週未満の産婦。

- (3) 内 容：産後おおむね2週間及び4週間が経過する日に1回ずつ、産婦健康診査を実施する。
内容は問診・診察・体重及び血圧の測定・尿検査・エジンバラ産後うつ質問票を用いた問診及び保健指導。

(4) 実 績：

内容 \ 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延人員	257 人	258 人	240 人

(5) 考察・評価：

令和5年4月より飯塚市・嘉麻市・桂川町の二市一町で事業を開始しました。利用者だけでなく、実施する産科医療機関への周知や連携も密に行いました。また、契約している産科医療機関以外で受診した場合は、償還払いで対応しました。

(6) 令和8年度の取り組み：

今年度も妊娠8ヶ月アンケートや乳児家庭全戸訪問等の機会を利用して、事業の周知啓発を図ると共に、産婦健診の受診勧奨を行います。健診結果から支援を要する場合や情報提供が望ましいケースの場合等、産科医療機関や助産院等から連絡があった際は、早期介入・早期支援を実施し、産後うつ予防・虐待予防に努めます。

7. 新生児聴覚検査事業（令和3年度より実施）

- (1) 目的：新生児聴覚検査に係る費用の全部又は一部を助成することにより、聴覚検査の実施を促し、子どもの聴覚に関する異常の早期発見と早期支援を図ります。

＜根拠法令＞嘉麻市新生児聴覚検査費用助成事業実施規程

- (2) 対象：嘉麻市に住民票がある全ての新生児。

- (3) 内容：生後28日を経過しない赤ちゃんに対し、出生後初めて実施する聴覚検査料について助成。
検査を受けた日から1年以内の申請に助成する(1回のみ)

自動ABR検査	上限 5,000 円
OAE検査	上限 3,000 円

- (4) 実績：

年度 内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実人員（人）	0	9	13	9	126

(5) 考察・評価：

令和7年4月から近隣自治体と調整し、所得状況にかかわらず全ての新生児を対象として、検査費用の助成を開始したため、実施者数が増加しています。契約している産科医療機関以外で受診した場合は、償還払いで対応しました。また、検査結果が要精密になった場合は医療機関や福岡県乳幼児聴覚視覚支援センターと連携を密に行いました。

(6) 令和8年度の取り組み：

生まれつきの難聴児の早期発見・早期療育に向けて、産科医療機関と連携しながら、普及啓発を図っていきます。また、助産院等医療機関外で出産する場合の検査機関の情報提供等、必要時早期に対応できるように体制を整えていきます。

8. 新生児訪問指導

- (1) 目的：生後28日以内の新生児に対して、保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・栄養・生活環境・疾病予防など、育児上必要な保健指導を実施することにより、保護者が新生児の育児についての理解を深めるとともに、不安を解消し、児の安全な発育・発達を図ります。 ＜根拠法令＞母子保健法第11条

- (2) 対象：新生児及びその保護者

- (3) 内 容：出生後28日までの期間に保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・発達状況の確認や計測、母乳相談や育児相談等を行います。その際、健やかな成長と森などの自然を大切にする心を育む目的で、地元の木材を使用した木製品のプレゼント事業を、農林振興課と共同で実施しています
- ・平成25年度～平成29年度 「かまっ木（こ）スプーン」
 - ・平成30年度～「はじめてのつみき」

9. 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

- (1) 目 的：乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てにおけるさまざまな不安や悩みを聞き情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対するサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 <根拠法令> 児童福祉法第6条の3第4項
- (2) 対 象：生後4ヶ月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭
- (3) 内 容：生後4ヶ月までの期間に保健師または助産師が家庭訪問を実施し、発育・発達状況の確認や計測、育児に関する不安や悩みに対して、育児相談を行います。その際、地元の木材を使用した木製品のプレゼント事業を実施しています。
- (4) 実 績：

年度 内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者(人)	165	146	144	151	154
実施人員(人)	159	145	144	151	154
実施率(%)	96.4	99.3	100.0	100.0	100.0

- (5) 考察・評価：

本市は若年・シングルマザー・経済的不安等支援が必要な母子が多い傾向にあるため、出産後の育児不安の軽減・虐待予防に向けて、全戸訪問100%を目指して、助産師2名体制での訪問を実施しており、実施率の向上に努めています。

令和4年度からスタートした出産・子育て応援交付金事業は、法改正に伴い令和7年度からは妊婦のための支援給付事業となり、全戸訪問時に申請手続きを行っていることもあり、訪問の受け入れは良好で、近年実施率100%を達成しています。

- (6) 令和8年度の取り組み：

母子健康手帳交付から妊婦訪問・赤ちゃん訪問と継続的にかかわり支援することで、人間関係を構築し、いつでも相談しやすい関係づくりに努めるとともに、産後安定して子育てできるよう支援します。特に特定妊婦や要保護児童対策地域協議会把握ケース等に対しては、医療機関や関係機関との連携を図りながら、必要時早期訪問や再訪問等実施し保健指導の充実をはかり、継続して実施率100%を目指します。

10. 育児相談

- (1) 目 的：はいはいやつかまり立ち等、発達項目におけるキーマンスである生後10ヶ月児に育児相談を実施することで、育児に関する不安を軽減し、発育・発達状況の確認を行うとともに、早期に必要な支援を実施します。

- (2) 対 象：市内在住の生後10ヶ月児
 (3) 内 容：問診・計測・保健指導・栄養指導
 (4) 実施回数：年間12回（月1回）
 (5) 実施場所：嘉麻市稲築保健センター
 (6) 実 績：

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者（人）	168	157	147	130	135
参加人員（人）	109	141	105	97	117
実施率（％）	64.9	89.8	71.4	74.6	86.7％
療育移行者（人）	1	1	0	0	0

(7) 考察・評価：

令和6年度に比べて参加者数・実施率共に増加しました。乳幼児健診とは異なり、医師診察がない育児相談ですが、はいはいや模倣等の発達段階も見るとして、受診勧奨に努めました。また、時期的に仕事復帰をする保護者が多いことから、予防接種や離乳食等の相談に丁寧に対応しています。

(8) 令和8年度の取り組み：

10ヶ月児相談から1歳6ヶ月児健診まで、健診の期間があくことから、保護者自身が今後の発達の予測や見通しをもてるような保健指導の充実に努めます。

11. 育児教室

- (1) 目 的：妊娠・出産・育児に関する知識を普及し、理解を深めるとともに、同じ週数・月齢児をもつ保護者間の情報交換・仲間づくりの場としています。

- (2) 対 象：市内在住の希望者

- (3) 内 容：○離乳食教室…月齢に応じた離乳食についての講義・調理実習及び試食

○妊娠期個別栄養支援…母子健康手帳交付時や妊婦訪問等の機会を利用して、妊娠中の食生活について個別にアドバイスを行う。

- (4) 実 績：

（単位：回・人）

教室名 \ 年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数	回数	参加人数
離乳食教室	2	15	5	34	6	31	4	27	5	33
妊娠期個別栄養支援		151		127		139		125		130
多胎児の育児教室							1	5		

(5) 考察・評価：

離乳食教室は、乳幼児健診会場で周知・啓発し、養育能力や育児能力、家事能力等に支援が必要な保護者に、特にこまやかな声かけを行い、第1子のお子さんを持つ家庭の離乳食初期の形状を中心に、中期・後期・大人の食事への展開なども取り入れました。開催においては感染症対策に配慮し、定員5人程度で年間5回開催しました。今年度は2回の教室に父親の参加があり、今後も父親の育児参加を促し両親で共に学べる教室として周知していきたいと考えています。

(6) 令和 8 年度の取り組み：

離乳食教室については、前年度同様に、初期のまだ離乳を始めていない方対象、離乳食の中期、後期と対象者と内容を分け、年間 5 回開催予定のほか個別での対応も行います。

また令和 3 年度から実施している動画による離乳食づくりの配信や健診会場での離乳食レシピカードの提供も継続して実施していきます。

12. 母子栄養強化事業

- (1) 目的：栄養の援助を必要とする妊産婦及び乳児に対して、栄養強化のために必要な食品を無償で支給し、妊産婦及び乳児の栄養の改善向上を図り、母性並びに乳児の健康の保持及び増進に資することを目的としています。

＜根拠法令＞嘉麻市母子栄養強化食品支給実施規程

- (2) 対象：生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯並びに前年度分の所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児

- (3) 内容：○ 妊 婦：申請を受理した日の月の翌月の初日から出産した日の月末までママミルクを月に 24 本支給

○ 産 婦：出産した日の月の翌月初日から 3 ケ月間、ママミルクを月に 24 本支給

○ 乳 児：出生後満 4 ケ月目の月の初日から出生後 12 ケ月目の月末まで、母が希望した粉ミルク 1 缶を支給

保健師及び助産師が、母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問等において、必要な世帯に、周知・勧奨を行っています。

- (4) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
妊婦	3	4	11	8	3
産婦	2	3	8	8	0
乳児	18	17	16	16	16

- (5) 考察・評価：

ママミルクの支給は減少していますが、乳児の支給件数はほぼ横ばいで推移しています。

妊娠中から母体の栄養改善に寄り添う支援を実施し、母子保健事業の取り組みを丁寧に行え、必要なケースに対し周知・啓発を行ったことも利用者数の増加につながった一因だと考えられます。

- (6) 令和 8 年度の取り組み：

母乳育児の推進に努めつつ、対象者の経済状況を十分に考慮し、必要な方に支給できるよう母子健康手帳交付時の案内チラシや保健だより、赤ちゃん訪問等で、周知・啓発に努めていきます。

13. 乳幼児健康診査

- (1) 目的：乳幼児の成長・発達の状態を明らかにし、疾病や異常の早期発見・早期対応に努めます。

また、保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行い、育児に関する不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、必要時、関係機関との連携を図ることで、乳幼児の健康の保持・増進に努めます。

＜根拠法令＞母子保健法第 12、13 条

(2) 対象者：○4ヶ月児健康診査：生後4ヶ月の乳児

○7ヶ月児健康診査：生後7ヶ月の乳児

○1歳6ヶ月児健康診査：1歳6ヶ月の幼児

○3歳児健康診査：3歳の幼児

(3) 内 容：問診、身体測定、小児科医診察、育児相談、栄養相談、・臨床心理士による心理相談（1歳6ヶ月児）、歯科診察（1歳6ヶ月児・3歳児）、フッ素塗布（1歳6ヶ月児）、尿検査（3歳児）、スポットビジョンスクリーナーによる検査機器を使用しての視力検査（3歳児）

(4) 実施場所：稲築保健センター

(5) 実施回数：各健診とも月1回ずつ

(6) 実 績：

① 4ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象児数		168	165	140	148	137
受診児数		157	160	136	147	136
受診率		93.5%	96.9%	97.1	99.3	99.3
結 果	異常なし	183	138	126	127	122
	既医療	5	3	0	20	0
	要観察	30	16	10	0	13
	要治療	0	0	0	0	0
	要精密	2	3	0	0	1
	療育移行者	0	0	0	0	0

② 7ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象児数		168	175	147	143	131
受診児数		145	170	143	136	130
受診率		86.3%	97.1%	97.3	95.1	99.2
結 果	異常なし	159	140	122	116	82
	既医療	5	5	1	1	3
	要観察	67	24	20	17	42
	要治療	2	0	0	0	1
	要精密	2	1	0	0	3
	療育移行者	5	6	0	2	0

③ 1歳6ヶ月児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象児数		186	176	180	155	154
受診児数		174	166	171	150	146
受診率		93.5%	94.3%	95.0	96.8	94.8
結果	異常なし	149	91	160	144	65
	既医療	2	0	1	1	3
	要観察	92	71	7	4	78
	要治療	0	1	0	0	0
	要精密	1	3	3	0	0
	療育移行者	1	3	7	1	4

④ 1歳6ヶ月児健康診査（全体・歯科）

（単位：人）

年度 内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診児数		169	165	171	150	144
未処置でう蝕のある者		6	2	1	5	3
虫歯の総数		19本	5本	4本	16本	8本
咬合異常のある者		36	20	21	0	0
軟組織異常のある者		0	0	0	0	0

⑤ 3歳児健康診査（全体）

（単位：人）

年度 内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象児数		239	208	181	196	156
受診児数		222	195	173	183	150
受診率		92.9%	93.7%	95.6	93.4	96.2
結果	異常なし	138	100	138	144	93
	既医療	0	2	2	4	4
	要観察	102	75	14	19	39
	要治療	2	1	0	0	4
	要精密	8	17	19	16	14
	療育移行者	11	22	14	15	4

⑥ 3歳児健康診査（全体・歯科）

（単位：人）

年度 内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診児数		200	194	173	183	147
未処置でう蝕のある者		21	27	19	22	23
虫歯の総数		72本	106本	70本	104本	65本
咬合異常のある者		17	27	14	23	23
軟組織異常のある者		0	1	0	0	0

(7) 考察・評価：

乳幼児健診は高い受診率で横ばいで推移しています。欠席連絡のない未受診者については当日または翌日には受診に向けたアプローチを行い、タイムリーな受診勧奨に努めると共に、未就園児については家庭・教育相談支援係と同伴訪問を実施し、お子さんの発育・発達状況の確認を行っています。

(8) 令和8年度の取り組み：

今年度も受診率の向上を目指し受診勧奨に取り組めます。1歳6ヶ月児健診における臨床心理士の発達相談及び7ヶ月児健診における作業療法士の発達相談など、保護者に児の特性を踏まえた関わり方のアドバイスや、必要な時は療育教室等早期支援につながるようアプローチをしていきます。

14. 療育相談

(1) 目的：障がいのある乳幼児あるいは、発達の遅れまたは発達の過程で支援を必要とする乳幼児に対し早期から療育訓練を行うことで、乳幼児の健全育成と家族などの支援につながることを目的としています。〈根拠法令〉児童福祉法第10条、母子保健法第5条

(2) 対象者：嘉麻市内に居住する乳幼児で、運動やことば等の成長や発達等に不安がある者やその保護者等

(3) 内容：ことば、運動及び心理の個別相談、医師診察、保護者の心理相談

(4) 実施場所：碓井母子保健施設

(5) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
療育事業登録者数	235	262	235	224	172
療育事業利用者数	153	206	231	162	115
療育事業延人数	539	774	783	613	336

(6) 考察・評価：

令和7年度が減少しているのは、令和6年度より取組を始めた各教室の講師を複数体制にするための取組を行ったため、出務可能な講師との日程調整や、複数体制による教室展開の整備に時間を要し、開始時期が遅れたことによるものと考えます。それに伴い、対象者の状況を個別に把握するため、職員による面談を重視しました。新体制においては、各教室の利用についての優先順位や利用頻度の公平性等を保つよう、個別面談で把握した利用児の状況を活用し、教室の運営体制を整理することができました。

(7) 令和8年度の取り組み：

講師を複数とする新体制による教室運営の安定化を目指し、同職種や他職種による多角的な視点における療育の方向性を検討できる体制を、より強化したいと考えています。引き続き、職員による保護者面談を重視しながら、お子さんの成長、発達における課題やその対応の方向性の共有の機会とし、保護者の理解を勧めていく支援も行っていきたいと考えています。さらに、令和8年度より、就学サポートノートを配布し、就学への切れ目ない支援に努めていきます。

1) 個別相談

(1) 目的：言語面、運動面、社会面において発達が気になる児に対し、早期から言語聴覚士や作業療法士、臨床心理士などがかわり、療育相談を実施することにより、乳幼児の健全育成と家族などの支援につながることを目的としています。

(2) 内容：言語聴覚士による言語相談、作業療法士による運動相談、臨床心理士による発達相談（心理相談）などを実施。

(3) 実績：

年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内容							
個別相談	ことばの教室	実人数（人）	89	101	103	80	68
		延人数（人）	197	310	308	214	129
		日数（日）	39	61	60	55	53
	運動の教室	実人数（人）	85	94	101	73	65
		延人数（人）	212	275	294	254	117
		日数（日）	68	77	86	80	41
	発達相談（心理相談）	実人数（人）	98	155	141	89	38
		延人数（人）	130	189	181	116	77
		日数（日）	43	68	76	60	33
	延人数合計（人）		539	774	783	584	323
	実施日数（合計）		150	206	231	195	127

(4) 評価・考察：

令和6年度と令和7年度を比較して、ことばの教室は前年度と同様の回数を実施することができましたが、運動の教室と発達相談（心理相談）は講師との調整により、日数が減少しました。令和6年度までは、教室利用開始及び、定期的な発達検査を案内していましたが、利用児の検査負担も考慮し、職員による面談で把握した保護者の意向や、講師の意見等を参考に、発達検査は必要時に案内することとしました。

(5) 令和8年度の取り組み：

現在、教室を実施している碓井母子保健施設での教室展開だけでなく、子どもたちが日中の多くの時間を過ごす、教育・保育施設（こども園等）へ出向いて行う個別訪問を実施予定です。

さらに、保護者の養育能力や家庭環境などが複雑に絡み合っており、児への療育だけでは解決が難しい愛着関係が影響している事例もあります。家庭だけでなく、教育・保育施設（こども園等）の理解と協力を得るため、教育・保育施設（こども園等）の保育士等を対象とした研修会を実施します。

2) 医師相談

(1) 目的：療育のみの支援では難しい、診断や投薬等も視野に入れた医療的対応などが必要なお子さんや保護者に対し、医師相談を行います。

(2) 内容：小児神経を専門とする医師等が、必要に応じて相談を実施。

(3) 実 績：

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実人数（人）	0	0	0	0	12
延人数（人）	0	0	0	0	12
日数（日）	0	0	0	0	6

(4) 評価・考察：

令和7年度より、2名の医師による相談を行いました。医療機関を受診するには抵抗があると感じる保護者にとって、碓井母子保健施設で、直接、医師に相談できる機会となりました。就学や福祉サービス利用等についての相談や、医療機関への紹介等を行いました。

(5) 令和8年度の取り組み：

発達障がい等の診断は医師が行うものであることから、様々なケースを診察、治療している経験のある医師に、直接相談できる機会は、児の今後の対応を検討する上で、必要で貴重な機会と考えます。就学や就労を見据え、医療と繋がっておくことが必要なケースも少なくないことから、引き続き、医師相談による支援を継続していきます。

3) 心理相談

(1) 目 的：保護者の心理状態が不安定であったり、育児疲れがみられるケースなどは虐待のリスクが高まり、適切な育児ができなくなることが多いため、臨床心理士による保護者の心理相談を実施しています。気持ちを整理したり、複雑な気持ちを吐露する機会につなげることを目的に、保護者のメンタルサポートを実施します。

(2) 内 容：月1～2回（半日）、臨床心理士による心理相談を実施。

(3) 実 績：

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実人数（人）	8	9	7	12	11
延人数（人）	15	21	17	29	37
日数（日）	8	10	9	15	21

(4) 評価・考察：

保護者の心理的安定は、子どものための安心・安全な家庭の土台づくりにとって重要です。実施日数を増やし利用者数も少しずつ、増加傾向です。また延人数が増加しているのは、リピーター率も高く、継続支援することにより、保護者の心理的安定をはかっています。療育相談を利用後、就学後の学校での悩みを保護者が相談する機会ともなっており、必要に応じて医療に繋いだり、学校等とも情報共有や連携を行い、保護者が一人で抱え込まないように支援して行きました。

(5) 令和8年度の取り組み：

保護者の心の健康は、お子さんの心身の成長に大きく影響することから、本年度も臨床心理士の協力を得ながら心理相談を行い、保護者の精神的サポートに努めます。医療機関に加え、学校等の関係機関とも、情報共有、連携していくことで、相談内容によっては、他の職種も含めてケース対応をしていきたいと考えます。

15. 乳幼児育成指導事業(巡回相談)

(1) 目的：保育所(園)・幼稚園を巡回訪問し、就学を見据え、支援が必要と思われる児を早期に見することで、就学準備に向けた児の成長促進と、保護者の不安や負担軽減を目的としています。

(2) 対象：嘉麻市内の公立保育所・私立保育園・幼稚園・認定こども園に通園中の児
令和6年度より年中児(4歳児クラス)を対象としています。

(3) 内容：臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士の専門相談員が保健師等とともに保育所(園)・幼稚園等を訪問します。園(所)での集団生活を見た上で、状況に沿った専門的なアドバイスを行い、個別相談が必要なケースについては、個別に対応しています。

(4) 実績：

○巡回事業(個別相談含む)

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延人数(要観察児)	458	494	567	1065	200
実人数(要観察)	458	487	563	587	197
療育への移行	15	27	24	13	16

○個別相談のみでの人数

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延人数	21	27	24	13	16
実人数	21	27	24	13	16
内：就学前検査実施人数	5	2	2	1	2

(5) 評価・考察：

令和6年度は、各園のニーズに応じて年1～4回の実施したことから、延人数は急増していますが、令和7年度は5歳児健診の実施を見据え、年中児(4歳児クラス)のみを対象とした巡回相談を実施しました。他クラスについては、保護者や園より相談があった場合、個別に訪問対応しました。集団適応が難しい児への理解と対応を、教育・保育施設(こども園等)と共有するため、令和7年度より、療育相談を担当する講師による研修会を3回(5月、8月、10月)オンラインと参加型にてハイブリッド開催しました。事前と事後のアンケートでは、日頃の保育等で困っていることや、療育に望むこと等、現場での困り感を把握する機会にもなりました。

(6) 令和8年度の取り組み：

年中児(4歳児クラス)のみを対象とした巡回相談を継続し、児や保護者、教育・保育施設(こども園等)の保育士などが困っている場での、状況把握と助言や支援ができるよう、訪問による支援の機会を増やしていきます。

こどもの成長発達を支援する教育・保育施設(こども園等)の保育士等との顔が見える関係構築のためにも、職員の事前訪問による詳細な状況等を踏まえ、療育相談を担当する講師による研修会も継続実施する予定です。

16. 嘉麻市発達支援連携協議会

- (1) 目 的：個別の支援を必要とするお子さんの早期発見、早期対応を行うとともに、関係機関の連携のもと、そのお子さんに応じた適切な支援を継続して行うための体制を総合的に推進します。
- ＜根拠法令＞嘉麻市発達支援連携協議会条例（平成27年7月1日施行）
- (2) 対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（引き続き、高等学校に在学する者で18歳以上の者を含む。）
- (3) 内 容：外部団体を含む各関係機関の代表者20名で構成しており、市内に住所を有する児童・生徒又は市内の小中学校等に在籍している児童・生徒の発達支援に関する課題を検討し、総合的な発達支援のための体制を構築します。
- (4) 実施場所：嘉麻市役所 碓井文化ホール（実施予定場所）
- (5) 実施回数：1回（令和7年度は天候により、書面開催）
- (6) 実 績：第1回：発達支援に関する各事業の実績や、発達相談に関するリーフレットの活用等、この協議会を通して、嘉麻市全体で発達障がいへの理解促進や、支援体制構築の推進を目指します。庁内の関係各課と連携を保ち、就学前から就学後までの支援体制の強化を図っていきたいと考えます。

17. 予防接種

1) 乳幼児及び児童、生徒



(1) 目的：予防接種を行い、伝染病の蔓延を防ぎ、感染から乳幼児の健康を守ることを目的としています。 <根拠法令> 予防接種法第2条第2項

(2) 方法：福岡県内実施医療機関にて個別接種

(3) 接種年齢及び接種期間：

種類	接種年齢	接種開始	回数		備考
ロタワクチン					1 回目は 14 週 6 日までに実施
・ ロタリックス	生後 6 週～24 週		2 回		
・ ロタテック	生後 6 週～32 週		3 回		
ヒブ ワクチン	生後 2 ヶ月～5 歳未満	生後 2～7 ヶ月未満	初回	3 回	接種開始年齢により、回数、間隔が異なる。
			追加	1 回	
		生後 7～12 ヶ月未満	初回	2 回	
			追加	1 回	
		1 歳～5 歳未満	1 回		
小児用 肺炎球菌 ワクチン	生後 2 ヶ月～5 歳未満	生後 2～7 ヶ月未満	初回	3 回	接種開始年齢により、回数、間隔が異なる。
			追加	1 回	
		生後 7～12 ヶ月未満	初回	2 回	
			追加	1 回	
		1 歳～2 歳未満	初回	1 回	
			追加	1 回	
	2 歳～5 歳未満	1 回			
B型肝炎	1 歳未満	3 回		母子感染予防で接種の場合は対象外	
四種混合	生後 2 ヶ月～7 歳 6 ヶ月未満		初回	3 回	破傷風、ジフテリア、百日咳、ポリオ
			追加	1 回	
五種混合	生後 2 ヶ月～7 歳 6 ヶ月未満		初回	3 回	四種混合にヒブ追加。 令和 6 年 4 月～開始。
			追加	1 回	
B C G	1 歳未満	1 回			
MR	1 期:1 歳～2 歳未満		1 回		
	2 期:年長児		1 回		
水痘	1 歳～3 歳未満		2 回		すでに水痘に罹患した児は対象外
日本脳炎	1 期:生後 6 ヶ月～7 歳 6 ヶ月未満		初回	2 回	
			追加	1 回	
	2 期:9 歳～13 歳未満		1 回		
二種混合	11 歳～13 歳未満		1 回		
子宮頸がん ワクチン(注 1)	サーバリックス ガーダシル	中学 1 年 ～高校 1 年の女子	3 回		シルガード 9 のみ、開始年齢によって 接種回数が異なる。
	シルガード 9		15 歳未満で開始 のとき 2 回	15 歳以上で開始 のとき 3 回	

(4) 乳幼児予防接種実績：

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
五種混合	-	-	-	391	505
四種混合	659	631	587	191	53
二種混合	247	180	212	211	207
MR1期	154	166	129	140	129
MR2期 (接種率%)	231 (90.5)	217 (86.8)	233 (91.0)	197 (87.5)	181 (90.5)
BCG	156	168	130	147	116
日本脳炎	777	916	735	672	637
子宮頸がん予防(注1)	69	138	137	751	219
ヒブワクチン	650	620	537	183	15
肺炎球菌ワクチン	642	616	537	571	516
水痘	318	290	273	259	255
B型肝炎	483	450	388	424	387
ロタワクチン(注2)	380	346	298	339	296

(注1) 子宮頸がんワクチンは平成25年6月から接種勧奨差し控え

(注2) ロタワクチンは令和2年10月より開始

(5) 評価・考察：

ほとんどのワクチンは対象年齢が幅広く、複数回接種することから接種率の計上は難しいため接種者数を計上しています。なお、年長児に実施するMR（麻しん風しん混合）ワクチン2期のみ、対象者が決まっていることから接種率を記載しています。

令和7年度から五種混合ワクチン（四種混合ワクチン＋ヒブワクチン）が開始となったため、ヒブワクチン及び四種混合ワクチンの接種者数が減少しています。

子宮頸がん予防（HPV）ワクチンについては、平成25年6月より積極的な接種勧奨を差し控えていた時期があり、それにより接種機会を逃した方への対応として、令和4年度から定期接種の対象年齢を超えて接種を行う「キャッチアップ接種」を実施しました。飯塚医師会や製薬会社等の協力のもと、制度の周知啓発や接種勧奨を行ったため、接種者数が大幅に増加しました。

当初3年間の実施期間だったため、令和6年度にかけこみ接種に伴うワクチン不足が生じ、実施期間が令和7年度まで1年間延長になりましたが、令和7年度は大きな増加は見られませんでした。

(6) 令和8年度の取り組み：

今年度から妊婦に対するRSウイルスワクチンが開始となりました。母子健康手帳交付時に説明を行い、妊娠後期アンケート実施時にチラシを送付する等、制度の周知啓発に努めます。

各予防接種については、予防接種の有効性・安全性・副作用・注意事項等を十分な周知を図り、必要な時期に個別通知やホームページ等で適宜案内を行い接種勧奨に努めます。

2) 高齢者定期予防接種

(1) 目的：予防接種により、感染による発病の予防や発病後の重症化を予防する。

＜根拠法令＞予防接種法第2条第3項

(2) 対象：

種 類	対象者	回数	備 考
高齢者 インフルエンザ	・ 65歳以上 ・ 60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障がい を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者	毎年度 1回	・ 接種期間：10月1日～翌年2月28日 ・ 接種日時時点で65歳以上であること
高齢者肺炎球菌	・ 65歳 ・ 60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障がい を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者	1回	・ 経過措置が終了し、令和6年度より、65歳到達者のみ対象。 ・ 接種可能期間は、65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日まで ・ 対象者には、誕生月の月末にハガキにてお知らせ
高齢者 新型コロナ予防接種	・ 65歳以上 ・ 60～65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障がい を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者	1回	・ 令和6年度より定期予防接種（B類疾病）として開始。 ・ 接種期間：10月1日～翌年3月31日まで ・ 接種日時時点で65歳以上
高齢者 带状疱疹予防接種	・ 65歳 ・ 5年間の経過措置 70、75、80、85、90、95、100歳（令和7年度は100歳以上） ・ 60～65歳未満でヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の日常生活がほとんど不可能な程度の障がい を有する者	生ワクチン 1回 シングリックス 2回	令和7年度より定期予防接種として開始 ・ 対象者へは、4月に封書にて接種券（お知らせ）を郵送。

(3) 方法・実施場所：福岡県内実施医療機関にて個別接種

(4) 自己負担額： ○インフルエンザ：1,500円

○肺炎球菌：2,500円

○新型コロナ：4,700円

○带状疱疹：生ワクチン 2,500円 シングリックス 6,500円/回

※生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は減免

(5) 実 績：

年度 項目	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)	対象者 (人)	接種者 (人)	接種率 (%)
インフル エンザ	15,281	8,759	57.3	15,155	8,764 (14)	57.8	14,361	8,178 (9)	56.9	14,131	7,800 (10)	55.2	13,913	7,776 (6)	55.9
肺炎球菌	2,013	595	29.6	1,842	460	25.0	1,916	535	27.9	478	87	18.2	461	91	19.7
新型コロナ										14,100	2,268 (5)	16.1	13,905	1,155	8.3
带状疱疹													2,893	235	27.9
														571 ※35	

① () は 60～65 歳未満の接種者の実数を別掲

② 带状疱疹 (上段：生ワクチン接種者 下段：シングリックス接種者)

③ 带状疱疹接種者※は 1 回のみ接種で完了していない方。(接種率は 2 回完了者で算出)

④ 対象者：【インフルエンザ】令和 8 年 2 月 28 日現在 65 歳以上

【肺炎球菌】接種できる期間が誕生日により異なるため、昭和 35 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日生までを計上。接種者数も対象者で令和 7 年度中に接種された方のみ。

【新型コロナ】令和 8 年 3 月 31 日現在 65 歳以上

【带状疱疹】4 月初旬接種券発送者

(6) 評価・考察：

令和 6 年度から、新型コロナ予防接種が定期予防接種として 65 歳以上の方を対象に開始されましたが、令和 7 年度は国からの助成もなくなり、個人負担金が 4,700 円と上昇したことや予防接種に関して副反応のことなどもあり、希望する方が少なくなり接種率が低下しました。肺炎球菌予防接種については、令和 6 年度の接種率は、27.4%でした。令和 7 年度は現在 19.7%と低くなっていますが、年度をまたぐ接種期間ぎりぎり接種される方もいるようです。

令和 7 年度から、带状疱疹予防接種が定期予防接種化されました。2 種類のワクチンがありますが、効果の持続の面から、自己負担が高くてもシングリックスを希望される方が多いようです。

带状疱疹については、初年度という事もあり、CM などで報道されることで問い合わせが増えたり、接種券の再発行が増えるといった状況でした。

(7) 令和 8 年度の取り組み：

令和 8 年度より、肺炎球菌ワクチンが変更になり、自己負担金が 3,400 円になりました。また、带状疱疹予防接種が定期接種化されています。高齢者の B 類疾病の予防接種の種類が増えてきており、市民の方も混乱しているような状況が起きています。広報やホームページ等で情報提供を行い、誤接種が発生しないような体制を検討します。

飯塚市、桂川町とともに医療圏で医師会と協議し、市民の方が安心して接種できる接種体制を構築します。

3) 風しん予防接種助成事業

(1) 目的：妊婦が風しんに感染すると目や耳、心臓に障がいを持った先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があるため、妊婦の風しん感染予防を目的に予防接種の助成を行います。

(2) 対象者：風しん抗体検査の結果、抗体価が十分でない者で以下の該当者

〔女性〕妊娠を希望する者、妊娠する可能性の高い者（ただし妊娠中の者、妊娠の可能性のある者を除く）

〔男性〕妊婦（妊娠希望者）の配偶者（パートナー含む）または同居者（生活空間を同一にする頻度が高い家族など）

＊この制度で抗体価が十分でないとは、H I 価 16 倍以下、E I A 価 8 未満。

(3) 方法・実施場所：嘉麻市、飯塚市、桂川町の指定医療機関にて個別接種

(4) 自己負担額：MR ワクチン（麻しん風しん）：4,065 円

風しんワクチン：501 円 ※生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料。

(5) 実績：

（単位：人）

内容 \ 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
MR ワクチン	30	21	19	19	5
風しんワクチン	8	3	5	1	19
計	38	24	24	20	24

(6) 評価・考察：

市内の産科医療機関において、産後の健診で抗体価が低かった妊婦に対し、予防接種を勧める取り組みをされる等ご協力いただいております、接種者数に経年的な変化はありません。

(7) 令和 8 年度の取り組み：

風しんの予防、感染の拡大防止には、予防接種が効果的であるため、今年度も引き続き、母子健康手帳交付時や乳幼児健診時、赤ちゃん訪問時などの機会をとらえて、普及啓発を行い、接種勧奨に努めます。

4) 風しん追加的対策 ⇒令和6年度で事業終了

これまで公的に風しんの予防接種を受ける機会がなく、特に抗体保有率が低い昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性を対象に、令和元年度から令和 6 年度まで、風しんの追加的対策（風しん第 5 期定期予防接種）を実施しました。

風しん発生報告数が過去最低値となったことから、令和 6 年度末をもって事業は終了となりましたが、ワクチン偏在等の理由により、令和 6 年度中に抗体検査を実施し、抗体価が低かった方に対しては、予防接種を実施しました。

実績：

（単位：人）

内容 \ 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
抗体検査	31	149	73	38	0
予防接種※	12	43	14	17	1

※予防接種は、抗体検査受検後抗体価が低い場合に実施。

5) 造血細胞移植後の再接種助成事業 (令和2年度より実施)

(1) 目的：骨髄移植等による造血幹細胞の移植により、すでに接種していた定期予防接種の予防効果が低下や消失したことで、任意によるワクチン再接種が必要であると医師が認めた人に対し、被接種者及びその保護者の経済的負担を軽減するとともに、疾病の発生等を予防するため、再接種に係る費用の助成を行います。

(2) 対象者：助成の対象者は、次のすべてに該当する人です。

○費用助成の認定申請をする日および再接種を受ける日において市に住所を有する人

○造血細胞移植により、移植前に接種した定期予防接種（A類疾病）の免疫が低下又は消失したため、再接種が必要と医師が認める人

○再接種を受ける日において20歳未満の人

○令和2年7月1日以降に再接種を行う人

(3) 助成額：市から認定を受けた再接種について、再接種にかかった費用を助成。

※市の定期予防接種委託料が上限。

(4) 実績：令和3・4・5・6・7年度助成実績なし

(5) 評価・考察：

令和2年7月から制度を開始し、助成に対する相談、認定申請はあったものの、助成にまでは至っていません。対象となる症例が少ないものの、該当となるケースがあるため、引き続き助成できる体制が必要であると考えます。

(6) 令和8年度の取り組み：

制度についての周知を行うとともに、助成の手続きがスムーズに進むよう努めます。

第4章 健康増進事業

健康教育

＜根拠法令＞健康増進法第17条第1項

1. 稲築保健センター運動指導

(1) 目的：身体活動や運動について意識や態度を向上させ、運動習慣を身に着けることを目的としています。

(2) 対象者：嘉麻市民（嘉麻市外でも利用可）

(3) 内容：稲築保健センター2階健康増進室には運動器具を常設しており、安価な金額で運動をすることができます。また、週2日は健康運動指導士が在室し、個別の運動指導や集団での運動教室を実施しています。

○事業委託先：福岡労働衛生研究所

(4) 周知方法：ホームページ、広報誌、各種保健事業での案内

(5) 実績：

(ア) 稲築保健センター健康増進室利用者（延人員）

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後7時

（単位：人）

年度 年齢	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10歳代	0	0	0	0	9
20歳代	0	0	0	1	11
30歳代	41	2	53	3	4
40歳代	3	11	45	49	57
50歳代	130	159	182	241	84
60歳代	1,087	1,108	1,553	2,067	1,811
70歳代	2,078	3,012	3,159	3,545	3,499
80歳以上	538	720	1,297	1,310	1,033
男性	1,435	1,454	2,051	1,947	1,908
女性	2,442	3,558	4,238	5,267	4,600
計	3,877	5,012	6,289	7,214	6,508

(イ) 稲築保健センター健康増進室（運動指導士来庁時）

運動指導士在室時間（火曜日・木曜日：午前9時30分～午後4時30分）

① 新規利用者数

（単位：人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規利用者数	44	59	78	83	72

② 15分ミニ運動教室（運動指導士来庁時火・木曜日に実施）

《教室内容》

	火曜日	木曜日
10:15～	にこにこエアロビクス	脚力アップ！ステップ運動
11:15～	心と体の疲労回復ストレッチ	バランスボールでエクササイズ！
13:45～	脚力アップ！ステップ運動	姿勢改善のほぐしストレッチ
14:45～	脂肪を燃やすエアロビクス	からだ引き締め！筋力トレーニング

《教室参加人数（延人員）》

（単位：人）

年齢 年度	39 歳以下	40～64 歳	65 歳以上	男性	女性	計
令和 3 年度	未把握			166	362	528
令和 4 年度	2	165	1660	506	1321	1,827
令和 5 年度	15	239	2,147	573	1,828	2,401
令和 6 年度	0	465	2,334	565	2,234	2,799
令和 7 年度	4	267	2,343	547	2,067	2,614

《無料体験チケット》

（単位：人）

	令和 6 年度	令和 7 年度
配布数	283	216
増進室利用者数	10	7

（6）考察・評価：

利用者総数は令和 6 年度まで順調に増加しましたが、今年度減少に転じました。利用者総数が大幅に減少したのは、50～60 歳代と 80 歳代でした。女性の利用者が顕著に減少しています。昨年、広報誌で健康増進月間特集として事業周知を行い、女性の利用者が大幅に増えましたが、長期的な利用には至らなかったことが要因として考えられます。また、運転免許返納等により、高齢者の継続利用ができなくなったケースもあったようです。

健康運動指導士の在室日（火・木曜日）の 15 分ミニレッスンについて、今年度から教室回数を 3 回から 4 回に増やし、教室時間帯の混雑緩和を図ることができました。教室参加者は前年度から減少していますが、65 歳以上は微増しております。

令和 6 年度から、運動による生活改善が効果的と思われる特定健診や骨粗しょう症検診の対象者等に、健康づくりの一步を踏み出すきっかけとなることを期待し、稲築保健センター健康増進室の無料体験チケット（1 回分）の配付をしています。今年度 7 人の方が新規に健康増進室を利用されました。

（7）令和 8 年度の取り組み：

広報誌や保健事業を活用して健康増進室の周知を図ります。一部の保健指導対象者への無料体験チケット贈呈も引き続き継続します。

2. 健康度測定会

（1）目 的：体成分や運動機能測定により、自分自身の健康度を確認し、身体活動量を増加する動機づけを行い、行動変容を促していくことを目的とします。

（2）内 容：体組成成分測定を実施し、運動指導士から個別に結果説明とアドバイスを行う。運動習慣がない者には健康増進室利用を勧奨する。希望者には血管年齢測定や健康ポイント事業の周知を行う。

（3）実 績：

（単位：人）

年度 内容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数	1 回	2 回	1 回	1 回	1 回
参加人数（健康度測定会）	39	117	54	64	59
（結果説明会）	32	29	17	未実施	未実施
（増進室体験利用）	2	6	3	1	1

(4) 考察・評価：

令和 6 年度から、稲築保健センターで実施される総合検診日に併せて教室を実施しています。午前中は検診受診をきっかけに 27 人が参加しました。64 歳以下の方が 10 人でした。中には 30 代 40 代もおられ、普段仕事などで忙しく運動無関心層の方が多い若年層への運動習慣の動機づけには効果があったと考えます。午後は保健事業のリピーターの方や既にふくおか健康アプリユーザーであるなど、健康意識の高い高齢者が多く参加されました。この教室で、アプリの新規登録者の獲得だけでなく、既にアプリを登録している方には参加ポイントや体組成測定結果によってご褒美ポイントを贈呈することにより、市民の健康に対する意識を更に高められたと感じます。

(5) 令和 8 年度の取り組み：

本事業は平成 30 年度より実施しましたが、近年、健康づくりに関する連携協定を結ぶ企業により、保健事業会場等において、市民が血管年齢や体組成測定を受ける機会も増えていることから、今年度で終了とします。今後は企業による測定機会を有効に活用し、市民への周知に努めたいと思います。

3. 男性料理教室

(1) 目的：高齢者の肥満や低栄養が課題となっている中、毎日の食事に困っている独居の高齢者等の男性が、自ら健康に気を配り、元気に暮らすことができるよう自立支援と生活習慣病予防を目的としています。

(2) 内容：料理初心者男性を対象に、6 回 1 クールで行う生活習慣病と食事の講話及び調理実習

(3) 実績：

年度 内容	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数	5 回	5 回	6 回	6 回	6 回
実人員	9 人	13 人	8 人	14 人	14 人
延人員	31 人	59 人	39 人	63 人	73 人

(4) 考察・評価：

令和 7 年度も、引き続きLINEやホームページ掲載により参加募集案内を実施しました。参加理由としては「興味があった」が多く、次いで「食事面や健康面で気になることがあった」という結果でした。教室のメニューを再度家でも作りましたか？の質問では、調理作業が簡単な（調味料の計量が少ない、電子レンジ活用、冷凍・カット野菜利用）メニューを家で実践した方が多くいました。出席率は 8 割以上で、参加者が興味をもてる教室だったのではないかと考えます。

(5) 令和 8 年度の取り組み：

令和 8 年度も、引き続き事業を実施します。募集案内についても個人通知を行わず、広報誌の参加募集案内に前年度の参加者の声を掲載するなどの工夫で、新規参加者を募りたいと思います。また、若年代へのLINE通知を男女関係なく配信することで、周知を広げていきます。

4. 健康プラス教室

(1) 目的：生活習慣病予防の発症と重症化を予防するための生活習慣の改善として、主に身体活動量の増加と野菜摂取量を増加させることを目的としています。

(2) 内容：年間1回の集団教育

- ・体組成及び血管年齢測定
- ・保健師講話(嘉麻市の健康データに基づく情報提供)
- ・ヨガ体験(インナーマッスルの刺激で太りにくい体作り)
- ・栄養士講話(野菜の働き、摂取量増加のための工夫)
- ・ベジタブルランチの試食

(3) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	1	1	1	1	1
参加者数	20	29	23	31	12

(4) 考察・評価：

令和7年度は、プレコンセプションケア(女性やカップルが将来の妊娠も考えながら自分たちの生活や健康に向き合うこと)の視点で、生活習慣の改善や野菜摂取量の増加を目的として、若年世代向けに教室を計画しましたが、集客が難しく、対象世代への介入が十分に行えませんでした。

教室内容は、例年通り血管年齢測定、体組成測定を実施し、参加者の意識向上を図りました。参加者アンケートの結果では、1日1時間程度の身体活動量がない方が8割、野菜摂取量が目標の350gの半量以下の方が7割でしたが、この教室が日々の運動量について見つめ直し、現状と向き合い、生活習慣の改善へと繋がる動機づけとなったのではないかと考えます。

(5) 令和8年度の取り組み：

若年世代への効果的なアプローチを目的に、集客型から出前型へと変更し、若年世代向け出前講座として新規事業を開始します。

5. 子どもと若年世代の食生活改善事業(令和5年度開始事業)

(1) 目的：令和4年度に実施した保健計画のアンケート調査の結果から見てきた「若年層の朝食欠食」「それに伴う野菜摂取量の不足」「濃い味志向」といった食生活上の課題について、子育て世代に係る関係機関等と連携し、食を通じた健康づくりの普及啓発、ライフステージに応じた食育に取り組みます。

(ア) 朝ごはん&ベジ推進事業

(1) 内容：総合健診の実施日のうち、若年者が多く受診する総合健診日を活用し、受診者に手軽に摂取できる試食品(スムージー)を提供、管理栄養士による指導を行い、朝食と野菜の摂取について行動変容の動機づけを行いました。

(2) 実績：

年度 \ 回数		1回	2回	計
令和5年度	参加人数(人)	47	69	116
令和6年度	参加人数(人)	140		140
令和7年度	参加人数(人)	140		140

(3) 考察・評価：

総合健診で来場されている方を対象としているため、健康意識が高い方ばかりでなく、意識の低い集団に対しても指導ができ、朝ごはん・野菜をしっかり摂る事について動機づけできたと思います。また、試食を配布した140名の内、108名にアンケートに回答いただき、半数以上が事業のターゲット層である10代～50代の若年層でした。また、令和7年度は、地域のお祭りと事業日程が重なったため、健診受診者以外の方にも、取り組みを知って頂くことが出来ました。公私ともに忙しい年代で、市町村が行う健康増進事業への参加が普段は難しい方々に対して、効率的に事業を展開することができたと考えます。

(4) 令和8年度取り組み：

11月8日の総合健診会場で実施する計画です。

(イ) ヘルシーメニュー提供店舗の普及

(1) 内 容：福岡県が取り組んでいる「食の健康サポート店」の基準を満たす市内飲食店を発掘し、広報等で市民に周知啓発することにより、個々人の状況にあった食事を選択し、健康管理に役立てることを目的とします。

(※) ヘルシーメニューとは、野菜たっぷり・塩分ひかえめ・カロリーひかえめな定食メニューです（野菜たっぷりのみ、定食でなくても可）。福岡県が定める3つの基準のうち、いずれか1つ以上の要件を満たすことが条件

(2) 実 績：広報9月号「健康増進月間特集」にて、2店舗のヘルシーメニューを掲載しました。

(単位：店舗)

年度		区分			新規	継続	計
令和5年度	食の健康サポート店への登録				3	1	4
令和6年度	食の健康サポート店への登録				0	4	4
令和7年度	食の健康サポート店への登録				0	3	3

(3) 考察・評価：

令和7年度は、新規で2店舗申し込み頂いており、現在申請中となっています。生活習慣病の予防のためには市民一人一人の知識を高めるだけでなく、社会全体で健康づくりを支えるための食環境の整備も重要と考えます。ヘルシーメニューの普及を通して関係団体と、より連携を推進し、食の健康サポート店舗増へ取り組むことができたと感じています。

(4) 令和8年度取り組み：

広報9月号「健康増進月間特集」にて、継続してヘルシーメニューを掲載する計画です。

(ウ) 5月17日(高血圧の日)啓発事業

(1) 内 容：日本高血圧学会が制定した“高血圧の日”に併せ、啓発ブースを設置し、減塩や家庭血圧測定的重要性、また、減塩食品の利用等について普及啓発を行います。

(2) 実 績：本庁ロビーにて、啓発ブース（減塩調味調の試供品、パンフレット、減塩レシピの配布）を設置し、啓発普及活動を実施しました。また、令和7年度は、体験型イベントとして適塩みそ汁の試飲、市内弁当業者の協力による減塩弁当の販売、健康づくりに関する連携協定を締結している新生堂薬局による健康相談会や減塩食品の試食なども実施しました。資料等の配布数は以下のとおりです。

また、ケーブルテレビに取材していただき、各種保健事業等での啓発媒体としても活用しました。

年度	内容	減塩調味料 試供品	適塩みそ汁の 試飲配布数	家庭みそ汁の 塩分測定者数	パンフレット・ 減塩レシピ等	血圧手帳	アンケート 回答数
令和5年度	配布数	100	-	-	延べ407	64	18
令和6年度	配布数	134	-	-	延べ170	配布なし	未実施
令和7年度	配布数	160	112	5	延べ812	配布なし	31

(3) 考察・評価：

今年度初めて体感型のイベントを開催し、参加者の声を直接聞くことが出来ました。その場で栄養指導を行うことができ、減塩についての大切さを伝えることが出来たと思います。また、アンケート結果より64歳以下が4割で、若い世代にもアプローチをすることが出来ました。

(4) 令和8年度取り組み：

令和8年度は、5月11日（月）～15日（金）の5日間の日程で実施しました。

(エ) 食育レシピの普及

(1) 内 容：関係機関等の協力により食育レシピ等の情報を集約し、ICT媒体を活用し、子育て世代への食育情報を発信します。

(2) 実 績：市内保育園・幼稚園に新たに野菜レシピをご提供いただき、集約し公式ホームページ内の「健康レシピ」に更新をしています。また、食生活改善推進会の過去の活動において活用したレシピを取りまとめ、令和6年度よりホームページに掲載を開始しました。

【年度末時点での掲載レシピ数】

年度	区分	保育園 朝食	保育園 人気	子ども が喜ぶ	生活習慣 病予防	シニア 世代	郷土 料理	食進会 レシピ	野菜 レシピ	計
令和5年度	レシピ掲載数		14	12	16	5	6			53
令和6年度	レシピ掲載数	16	14	12	16	5	6	36		105
令和7年度	レシピ掲載数	16	14	12	16	5	6	36	13	118

(3) 考察・評価：

食育情報を発信するための媒体としてSNSを活用することは、普段健康教室に参加が難しい若い世代の方に特に有効であると考えています。市内保育園・幼稚園のご協力により、今年度は「子どもが意外と食べる?! 野菜レシピ」13レシピを追加しました。また、レシピカードにして、他の事業でも活用したり、保育園・幼稚園でのイベントでも活用していただけたりと、相互に有効活用ができています。

また、食生活改善推進員のレシピ掲載においても、高齢化により郷土の食の継承が途絶えないためにも、データとして残しておける形にすることは大きな意義があると考えています。

(4) 令和8年度取り組み：

引き続き、子育て世代の保護者や若年者へ食育情報を発信します。また、令和8年度は6月の食育月間のイベントとして、市役所ロビーに食育啓発ブースを設置し、「健康レシピ」についても周知します。

(オ) 食育出前講座(令和 7 年度開始事業)

(1) 内 容：

子どもや若年世代等、従来の集客型の事業では対応が困難だった市民が「食」に関する知識と経験により、自らの力で将来のより良い食習慣を形成していけることを目的に、学校や事業所等へ管理栄養士が出向き、食育や食生活改善に関する講話や調理実習を伴う健康教育を行います。

(2) 実 績：

内容		年度	令和 7 年度
食育出前講座	子ども保護者向け	実施回数	5 回
		参加者数（人）	123 人
		（内 59 歳以下）	123 人
	事業者向け	実施回数	0 回
		参加者数（人）	0 人
		（内 59 歳以下）	0 人
	延べ実施回数（合計）		5 回
	延参加者数（合計）		123 人

(3) 考察・評価：

令和 7 年度は、稲築西義務教育学校 5 年生 2 クラス、6 年生 3 クラスの計 5 回、減塩についての授業を実施しました。栄養教諭の先生とも連携を図り、減塩について子供たちとその保護者へ普及することができました。

(4) 令和 8 年度取り組み：

引き続き、稲築西義務教育学校での授業を実施予定です。市内の他の小学校・義務教育学校にも事業を周知し、要望があれば随時実施します。また、市内学童保育所 7 か所にて、夏休み期間の講座を実施予定です。その他、若年世代(18 歳～59 歳)が 10 人以上集まる一般団体向けの講座も随時受付します。

(カ) 食育月間普及啓発事業(令和 8 年度開始事業)

(1) 目 的：「食」に関する重要性について市民の理解を深め、行動変容のきっかけとなることを目的に、農林水産省が制定した『食育月間』に合わせ啓発普及活動を行います。

(2) 内 容：本庁一階ロビーにおいて、展示ブースを設けます。また、連携協定を締結している、中央福岡ヤクルト販売会社・日本生命保険相互会社による腸活相談会・血管年齢測定・ベジチェックなども行います。

ヘルシーメニュー登録店のご協力により、野菜たっぷり弁当の販売や、保育園レシピの試食配布なども実施します。

6. 受動喫煙防止普及啓発事業(令和6年度開始事業)

(1) 目 的：保健計画アンケート結果では、市民の喫煙率は各年代で減少していたものの、がんの部位別死亡割合において、男女共に気管・気管支及び肺の割合が増加していたこと、家庭で受動喫煙をうけている割合の増加という課題について、市民の受動喫煙の害について知識や意識を向上に向けて啓発普及活動に取り組めます。

(ア) 小学校における児童への受動喫煙防止普及啓発

(1) 内 容：市内小学校の協力により、小学6年生保健『予防できる病気』の単元で健康課作成の受動喫煙防止普及啓発動画を児童に視聴してもらう。また、児童を通じて保護者への授業内容を報告した文書を配布し、児童及び保護者に受動喫煙防止について啓発普及を行う。

(2) 実 績：

内容 \ 年度	令和6年度	令和7年度
実施校（数）	7	6
参加児童数	227	248

(3) 考察・評価：

授業終了後の児童アンケートでは喫煙・受動喫煙・新型たばこの害について、いずれも理解度が上昇しました。特に新型たばこの害についての理解度に大きく変化がありました。また、自由記載の感想には、80人（33%）の児童が家族や周囲の受動喫煙に気を付けたいと回答し、家族が喫煙しているときはそばに寄らない、息を止めて走り去る等具体的な対応についても考えてくれたことがわかりました。また、将来タバコは吸わない53人（22%）、家族に禁煙してほしい、禁煙を勧めたいと書いてくれたお子さんが10人（4%）でした。

また、令和7年度より啓発動画のYouTube配信し、保護者配布用チラシのQRコードからも動画視聴が可能となりました。

(4) 令和8年度の取り組み：

今年度も市内小学6年生を対象に事業を継続します。

7. 歯と口の健康づくり事業（令和7年度新規事業）

(1) 目 的：子どもたちが個々の口腔保健意識を高めると共に、幼児期から学童期に係る関係機関の意識向上につながり、幼児の歯科健康格差の縮小につながる。

(ア) 就学前施設における歯科保健教育（令和7年度開始事業）

(1) 内 容：事業を希望する保育所等に歯科衛生士を派遣し、染め出し液を使用してう蝕予防のための歯科保健教育を実施する。保護者には口腔保健に関する知識（予防歯科・フッ化物の使用）普及を目的としたチラシを配布する。

(2) 実 績：

年度			令和7年度
内容			
六歳臼歯のはみがき教室	虫歯予防	児童（人）	181
		保護者（人）	23
		保育士（人）	42
	虫歯予防 + 口腔機能発達	児童（人）	
		保護者（人）	
		保育士（人）	
	参加者数（合計）		246
	実施施設（数）		16

(3) 考察・評価：

5歳児が在籍する市内就学前施設16施設（実施率100%）で事業を実施することができました。事業への参加数は、児童181人、保護者23人、保育士42人、計246人でした。児童の内169人（93%）に歯垢染色剤を使用した歯科保健教育を行い、子どもたちは6歳臼歯のその大切さを知り、正しい歯磨きの仕方を探ることができました。事業に参加していない保護者にも、教室日に持ち帰る「みがきのこしチェックシート」や、口腔保健に関する知識（予防歯科・フッ化物の利用）普及を目的としたチラシの配付や保育士からの情報提供により、周知することができました。また、就学前施設ではみがき等の取り組みを推進することを目的に、「就学前施設における歯みがき中の安全対策について（飯塚歯科医師会監修）」を作成し、市内就学前施設での取り組みを検討していただきたいと依頼をさせていただきました。

(4) 令和8年度の取り組み：

市内就学前施設の5歳児を対象に事業を継続します。また、乳幼児期の口腔機能の獲得・発達を目的とした教室内容を追加し、希望施設で随時実施します。

健康相談

1. 健康相談

(1) 目的：心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、健康に対する意識を高め家庭における健康づくりに役立てることを目的としています。

（健康増進事業実施要領） <根拠法令> 健康増進法第17条第1項

(2) 実績：

①面談による健康相談

（単位：件）

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
内容	～64歳	127	24	36	17	47
	65歳～	69	11	56	16	79
骨粗しょう症	～64歳	21	11	24	25	12
	65歳～	63	70	53	44	50
病態別	～64歳	0	11	74	41	4
	65歳～	6	16	20	71	12
合計		286	143	266	214	204

※健康増進法の健康相談の対象者が40～64歳となっているため、65歳以上と分けての集計を行っています。

②電話による健康相談

（単位：件）

年度	39歳以下	40～64歳	65歳以上	計
令和3年度	0	5	58	63
令和4年度	26	17	54	97
令和5年度	17	17	69	103
令和6年度	15	23	50	88
令和7年度	16	18	54	88

(3) 考察・評価：

本人からの相談以外に、健康教育や各種検診結果に伴う保健指導として、歯科医師、歯科衛生士、保健師、管理栄養士が、面談や電話で健康相談を行いました。

(4) 令和 8 年度取り組み：

健康教育や検診場面、血圧計貸出、減塩モニタ貸し出しの際など、様々な場で必要に応じ相談事業を行っています。

2. 血圧手帳の交付・血圧計の貸出

(1) 目的：市民自らが家庭血圧を測定し、健康管理に役立てることを目的としています。

(2) 内容：希望者に 2 週間程度家庭自動血圧計の貸出を行い、適正な測定方法や基準値等の保健指導を行います。

(3) 実績：

内容 \ 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
血圧手帳交付数	95	140	197	205	97
血圧計貸出数	5	3	5	22	15

※市民課医療保健係と健康課での交付数及び貸出数

(4) 考察・評価：

血圧計の貸出の際には、血圧手帳を同時に配布し、返却時に手帳を持参していただき保健指導へと繋げました。各種保健事業や、「高血圧の日（毎年 5 月 17 日）」啓発事業として広報誌やふくおか健康アプリで本事業を周知しています。

(5) 令和 8 年度の取り組み：

引き続き事業を継続します。

3. 減塩モニタ(塩分摂取量簡易測定器)貸出及び減塩指導

(1) 目的：生活習慣病の発症と重症化を予防するため、自分自身で 1 日の塩分排泄量を把握し、健康管理に役立てることを目的に、減塩モニタの貸出を行います。

(2) 内容：減塩モニタを 1 週間程度貸出して、1 日の塩分排泄量の測定を行います。貸出し前と貸出し後において塩分チェックリストを記載してもらい、保健指導を行います。

(3) 実績：

内容 \ 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	6 人	15 人	8 人	9 人	5 人

※市民課医療保健係と健康課での利用者数

(4) 考察・評価：

各種保健事業や「高血圧の日（毎年 5 月 17 日）」啓発事業として、広報やふくおか健康アプリで本事業を周知しています。

(5) 令和 8 年度の取り組み：

引き続き事業を継続します。

4. 肺年齢測定

(1) 目的：慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を行います。また、肺年齢測定を通して COPD 早期発見・早期治療につなげるとともに、喫煙者については禁煙の動機付けとなるよう支援します。

(2) 内容：COPD 問診票において 4 ポイント以上（COPD の可能性あり）となった方に、肺チェッカー（簡易肺年齢測定機）を利用して、肺年齢を測定します。

(3) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数	未実施	未実施	1	0	0

(4) 考察・評価：

ホームページでの事業周知のため、令和6・7年度は希望者がおりませんでした。

(5) 令和8年度の取り組み：

引き続き、事業を継続します。

訪問指導

- (1) 目的：療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的としています。

(健康増進事業実施要綱) <根拠法令>健康増進法第17条第1項

(2) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
要指導	～64歳	21	27	25	29	8	10	6	7	3	7
	65歳～	5	9	7	12	8	9	8	16	2	4
合計		26	36	32	41	16	19	14	23	5	11

※健康増進法の訪問指導の対象者が40～64歳となっているため、年齢を分けて集計を行っています。

※精神疾患や認知症に関しては、精神保健福祉の訪問指導で計上しています。

(3) 考察・評価：

令和3年度より、特定健診保健指導が医療保健係に移行したこともあり、健康課としての訪問件数は減少しています。精神保健に関する訪問は、第7章の精神保健事業にて掲載しています。

(4) 令和8年度の取り組み：

引き続き、事業を継続します。

健康診査

1. 健康診査

- (1) 目的：心臓病、脳卒中等の循環器疾患を早期発見し、保健指導及び栄養指導が必要な方に適切な指導を行うことで生活習慣の改善や適切な治療に結びつけることを目的にします。

(2) 対象者：①嘉麻市民で40歳以上の生活保護受給者

②医療保険者が実施する特定健診の対象とならない方

(3) 実施内容：

(ア) 方法：集団健診…年21回実施(市内4ヶ所にてがん検診等と同時実施)

(イ) 内容：①健診項目…身体計測・尿検査・血圧・血液検査・心電図検査・診察

②保健指導：有所見者に保健指導を実施します。

(4) 実 績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施日数	22日	22日	22日	21日	21日
受診者数	23	27	24	30	25
保健指導数 (うち特定保健指導数)	4(0)	23(9)	12(3)	17(13)	10(4)

(5) 考察・評価：

令和3年度から生活支援課が「生活保護受給者に係る健康管理支援実施要領」に基づき、健診の受診勧奨・保健指導を外部委託しています。主に健診結果で受診勧奨値がある者について、面談もしくは電話で保健指導を実施しました。

(6) 令和8年度の取り組み：

生活支援課及び保健指導の外部委託事業者と検診受診勧奨対象者の選定や受診勧奨や保健指導において、役割分担を行い事業を実施していきます。

2. 肝炎ウイルス検査

- (1) 目 的：肝炎対策の一貫として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、もって市民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ります。

＜根拠法令＞ 健康増進法第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2

- (2) 対象者：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳で過去に検査を受けたことのない者

- (3) 検査内容：血液検査

- (4) 検 診 料：無料

- (5) 受診方法：市が行う集団検診

(6) 実 績：

(単位：人)

年度 内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者数		2,869	2,763	2,676	2,503	2,433
受診者数	B型とC型両方	203	173	198	147	78
	B型のみ	0	0	0	0	0
	C型のみ	0	0	0	0	0
受診率（％）		7.1	6.3	5.4	5.9	3.2
C型	判定①	3	1	1	2	0
	判定②	0	0	0	0	0
	判定③	1	0	0	0	0
	判定④	1	0	0	0	0
	判定⑤	198	172	145	145	78
B型	陽性	2	2	2	5	2
	陰性	201	171	143	142	76

※C型肝炎ウイルス検査の結果に関しては、判定①と②が「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」ため要精密の対象になります。

(7) 考察・評価：

肝炎ウイルス検査の節目検査は長期間実施してきており、個人通知も繰り返してきたことから、令和7年度からは新たに対象者となる40歳のみ個人通知を行いました。受診者数は減っています。過去に市の健診（合併前も含む）を受診された方は含まれていませんが、会社や医療機関等で肝炎ウイルス検査を受けた方や既に治療中の方も対象者として含まれているため、受診者数としては年々減少し、受診率が低くなっています。令和7年度はB型陽性者が2名でした。

節目対象年齢以外の希望者に関しては、福岡県が無料で実施している肝炎ウイルス検査を紹介するなどに対応しました。

(8) 令和8年度の取り組み：

個人通知による受診勧奨が長期にわたっているため、令和8年度も個人通知は40歳に行い、過去に受診されていない節目の方については、がん検診申込時などに勧奨を行って行きます。

3. 骨粗しょう症検診

- (1) 目的：骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的としています。（健康増進事業実施要領）

＜根拠法令＞健康増進法第19条の2 健康増進法施行規則第4条の2

- (2) 対象者：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性

- (3) 検査内容：レントゲンによる手の骨量測定

- (4) 受診方法：集団検診

- (5) 自己負担金：500円

- (6) 実績：（単位：人）

年度 内容		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数		5回	5回	5回	5回	5回
受診者 年齢 区分	40歳	8	10	5	7	4
	45歳	4	5	5	6	0
	50歳	4	13	15	15	10
	55歳	18	25	23	34	23
	60歳	29	24	30	40	35
	65歳	46	55	69	42	46
	70歳	76	66	65	60	68
計		185	198	212	204	186
結果	異常なし	65	84	83	94	64
	要指導	51	42	55	45	49
	要精密	69	72	74	65	73
受診率（％）		12.3	14.1	15.9	16.2	15.6
精密検査受診率（％）		34.8	47.2	52.7	38.5	54.8

※Tスコア（20～44歳の女性の骨密度平均との比較）結果

90%以上を異常なし・80%以上90%未満を要指導・80%未満を要精密

(7) 考察・評価：

閉経後に骨密度が低下する傾向にあるため、閉経後の55歳、60歳、65歳、70歳に個人通知を実施しましたが、検診受診者数は2年連続で減少しています。人口減少と過去の骨粗しょう症検診により、現在治療中となっている方がいることも要因と考えられます。受診率は県平均2.7%を上回っています。また、骨粗鬆症は自覚症状がなく精密検査受診率が低いことが課題となっています。

そのため、要精密者に対し管理栄養士が検診日当日に受診勧奨及び生活指導を行い、3ヶ月後には電話で受診確認を行っています。保健指導で使用する資料の改良以降、精密検査受診率は向上しています。

(8) 令和8年度の取り組み：

昨年と同じ年齢の方に個人通知を行います。また、健診会場における保健指導と3ヶ月後の受診確認についても引き続き実施します。今年度9月に計画している「特定健診・がん検診の受診促進月間およびピンクリボン」啓発普及活動の中でも、事業周知に努めます。

4. 若年健診

(1) 目的：若年期の生活習慣病の早期発見と共に、保健指導によって健康意識の向上を図ります。

(2) 対象者：20～39歳の嘉麻市民

(3) 実施内容：(ア) 方法：集団健診

(イ) ①健診項目：身体計測・尿検査・血圧・血液検査・診察

②保健指導：有所見者に保健指導を実施します

(4) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施日数	23日	23日	22日	21日	21日
受診者	120	125	120	114	93
保健指導者数	13	25	23	19	19

(5) 考察・評価：

健診の個人通知を30歳代の一部と過去に健診履歴がある方に行いました。保健指導は特に生活改善や病院受診が必要な方に案内しました。日中の面談が困難な方が多いため、電話でのアドバイスと資料送付を基本として対応をしました。令和6年度から、子育て支援課の情報により妊娠糖尿病及び妊娠高血圧症候群の履歴がある方に個別通知を行い、5名が受診されました。

(6) 令和8年度の取り組み：

引き続き、健診への意識を高める動機づけとなるよう、通知内容を工夫します。また、保健指導では、受診健診データを基にした健康管理の必要性や生活習慣における課題に気づき、行動変容に繋がれるように支援を行います。

5. 歯科検診

(1) 目的：幅広い世代の口腔保健意識の向上を図り、歯の喪失を予防することを目的とします。

(2) 対象者：20以上の嘉麻市民（歯周疾患検診の対象者は除く）

(3) 内容：歯科診察、歯科指導（受診勧奨、歯科清掃器具の紹介等）

要精検の方には半年後、電話で受診状況の確認を行っています。

(4) 実施方法：市で行う総合健診会場で年1回実施

(5) 検診料：無料

(6) 実 績：

内容 \ 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受診者数	31	58	47	52	40

検診結果

内容 \ 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
異常なし	9 (30.0%)	35 (60.3%)	28 (59.6%)	8 (15.4%)	20 (50%)
要指導	7 (22.6%)	10 (17.3%)	17 (36.2%)	8 (15.4%)	13 (32.5%)
要精密	15 (48.4%)	13 (22.4%)	2 (4.2%)	36 (69.2%)	7 (17.5%)

(7) 考察・評価：

「いいな、いい歯」週間に合わせ、例年 11 月の日曜総合健診日に実施しています。今年度の受診者は 40 人（20～30 代 5 人、40 代 8 人、50 代 8 人、60 代 14 人、70 代 5 人）でした。昨年同様、広報特集記事による事業周知もしましたが、受診者数は前年度を下回りました。問診では、1 年以上歯科医院に行かれていない方が約 3 割おられ、がん健診会場で同時に無料で歯科検診が受けられるという利便性からかかりつけを持たない方へのアプローチにつながっていると思われます。

受診者全員に飯塚歯科医師会より歯ブラシや歯周病に関するパンフレットを提供いただき、受診者に歯周病予防について啓発を行うことができました。

また、受診者全員に歯科衛生士による受診勧奨と効果的なセルフケアについて保健指導を行いました。令和 5 年度から問診内容に 1 回の歯磨き時間の設問を追加しましたが、1 分未満と回答された方が 8 人（20%）いました。これらの方には検診結果にかかわらず、効果的なセルフケアについて、歯科衛生士の指導を行うことが、予防的支援として重要だと考えます。

(8) 令和 8 年度の取り組み：

今年度も総合検診の 1 回に日程を設定し、引き続き事業を実施します。

6. 歯周疾患検診

- (1) 目 的：将来的な歯の喪失につながる歯科疾患の早期発見及び口腔保健意識の向上を図り、市民の健康水準の向上に資すること、および高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的とする。

〈根拠法令〉健康増進法第 19 条の 2、歯科口腔保健の推進に関する法律

- (2) 対象者：40 歳、50 歳、60 歳、70 歳
(3) 内 容：問診、口腔内検査、歯科保健指導
(4) 実施方法：飯塚歯科医師会登録歯科医院で年 1 回（個別検診）
(5) 検 診 料：自己負担 500 円

(6) 実 績：

(単位：人)

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
受診者 年 齢	20 歳	未実施	未実施	未実施	7	12
	30 歳	未実施	未実施	未実施	8	9
	40 歳	19	26	22	18	11
	50 歳	30	27	22	21	17
	60 歳	39	43	28	24	25
	70 歳	59	56	345	37	32
受診者合計		147	152	117	115	106
受診率		7.0%	7.8%	6.5%	5.1%	4.6%
結 果	異常なし	26 (17.7%)	25 (16.4%)	23 (19.7%)	25 (21.7%)	20 (18.9%)
	要指導	18 (12.2%)	32 (21.1%)	23 (19.7%)	9 (7.8%)	14 (13.2%)
	要精密	103 (70.1%)	95 (62.5%)	71 (60.6%)	81 (70.4%)	72 (67.9%)

(7) 考察・評価：

令和 6 年度から、20 歳 30 歳が対象者に追加されました。年代ごとに通知内容を工夫し個別通知を行っています。また、30 歳、40 歳、50 歳には再勧奨はがきの郵送も行っています。全対象者 2,309 人中、106 人の受診（受診率 4.6%）でした。年代別の受診率は、20 歳（4.1%）、30 歳（4.0%）、40 歳（2.9%）、50 歳（3.8%）、60 歳（6.3%）、70 歳（5.6%）です。昨年度と同様に要精密者の割合は約 7 割を占めました。

(8) 令和 8 年度の取り組み：

引き続き事業を継続します。

第5章 各種がん検診及び結核検診事業

1. 各種がん検診

1) がん検診内容及び受診者数

(1) 目 的：早期発見・治療により、がんの死亡率を減らすことを目的としています。

＜根拠法令＞健康増進法第19条の2

(2) 各種がん検診の概要（令和8年度）

検診項目	検診内容（注意事項）		対象者	検診料
胃がん	集団	胃エックス線検査	40歳以上	1,200円
	個別	胃透視または胃カメラ	40歳以上で身体の障害のため集団検診を受けることが困難な方	3,100円
子宮頸がん	集団	頸部細胞診	20歳以上の女性で偶数歳	600円
	個別	個別希望は有松病院のみ		1,000円
乳がん	集団	マンモグラフィ	40歳以上の女性で偶数歳	800円
	個別	個別希望は嘉麻赤十字病院のみ		1,200円
大腸がん	便潜血反応検査		40歳以上	600円
肺がん	胸部エックス線検査		40歳以上	300円 (65歳以上無料)
前立腺がん	P S A検査		50歳以上の男性	400円
口腔がん	専門医による問診・視診		40歳以上	600円

(3) がん検診普及、受診率向上の取り組み

検診周知媒体や受診勧奨通知内容の工夫

電話勧奨(稼働年代等へ夜間電話3日/年程度)

子宮頸がん検診女性医師検診日の実施(年3日)

2市1町集団検診協議会における啓発事業(大腸がん検診未受診者対策：R5～7)

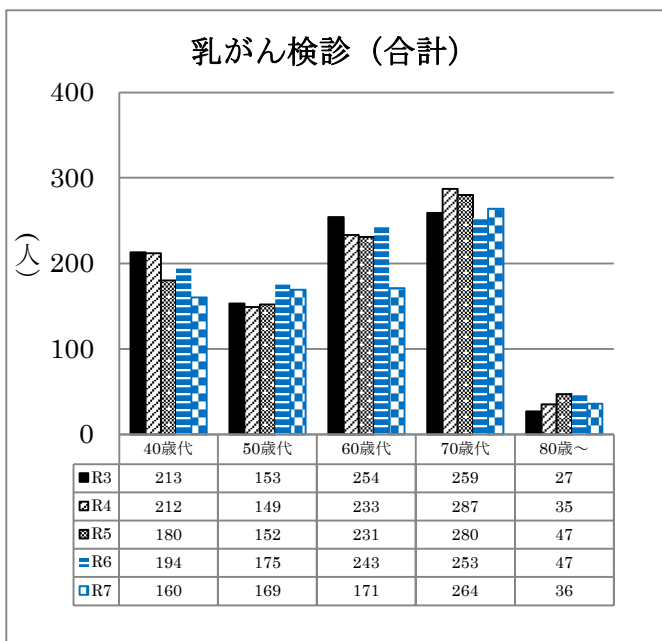
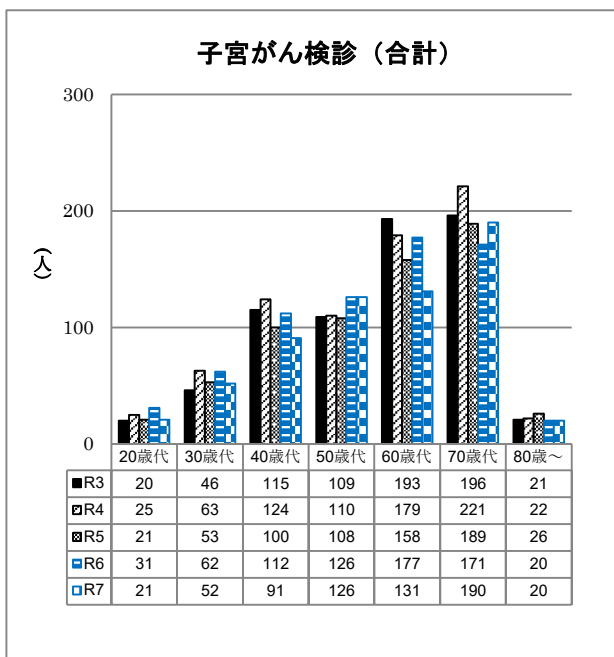
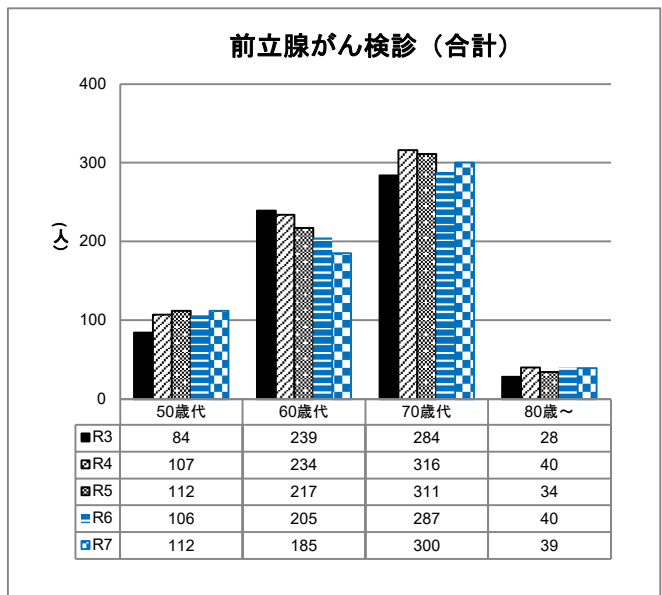
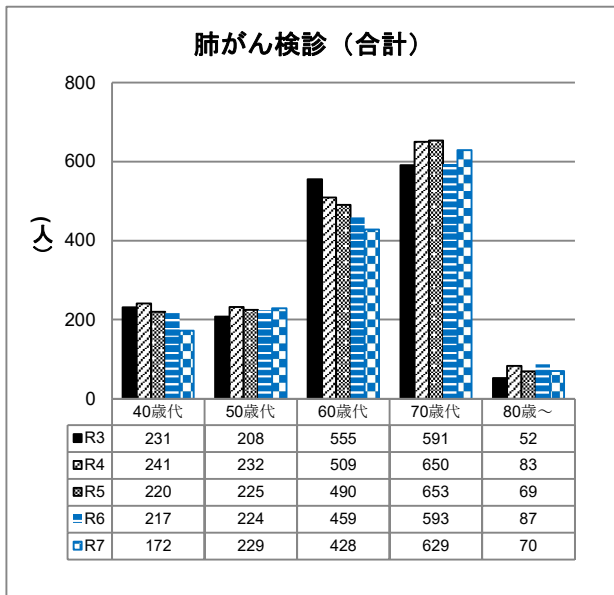
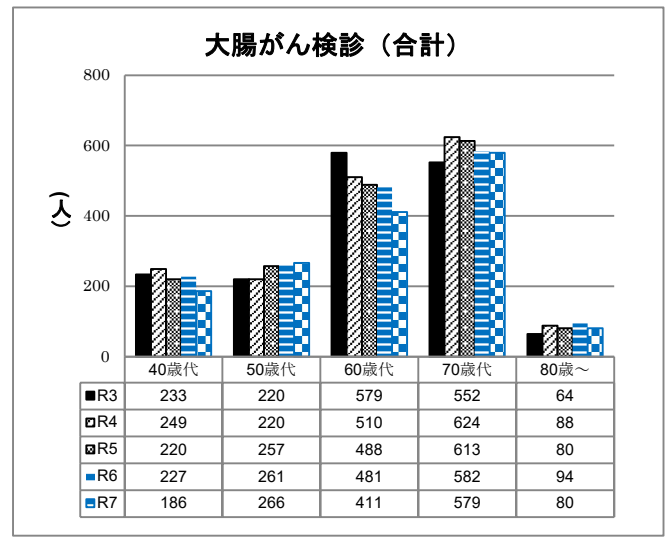
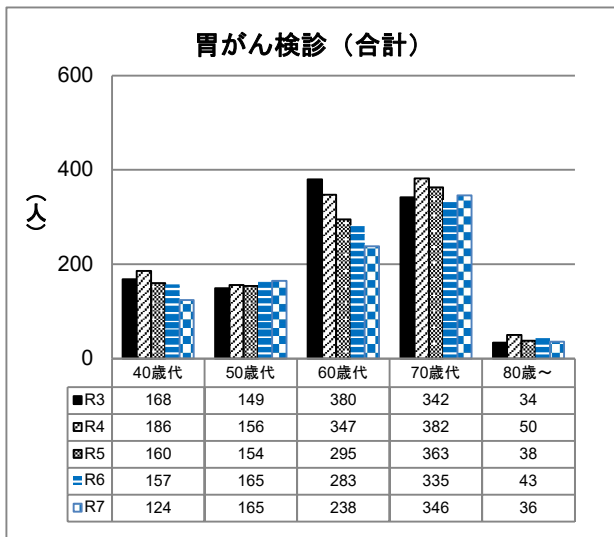
健康づくりに関連した連携協定を締結する企業における検診周知媒体の配付

(4) 各種がん検診受診者数推移（無料クーポン受診者含む）

(単位：人)

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実人員	2,486	2,492	2,856	2,630	2,351
胃がん	1,073	1,121	1,010	983	909
子宮頸がん	700	724	655	699	631
乳がん	906	916	889	912	800
大腸がん	1,648	1,691	1,658	1,645	1,522
肺がん	1,637	1,715	1,657	1,580	1,528
前立腺がん	635	697	674	638	636

(5) 各種がん検診年齢別受診者数推移（無料クーポン受診者含む）



(6) 各種がん検診結果の推移（無料クーポン対象含む）

（注1）対象者数について

5 大がん（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）については、国・県へのがん検診実績報告の対象者と受診者を 40～69 歳（子宮頸がん 20 歳以上）までとしていることから、平成 30 年度以降は地域保健・健康増進事業実績値における検診受診率の対象者を使用する。また、対象者数については、補助金申請時 BCC 健康管理システムより算出した人口（当該年度 4 月 1 日時点人口）を使用する。

（注 2）子宮頸がん検診・乳がん検診受診率は、「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における 2 年連続受診者数」÷「当該年度の対象者数」×100 にて算出

（注 3）胃がん検診受診率は、50～69 歳の受診率：（「前年度の受診者数」＋「当該年度の受診者数」－「前年度及び当該年度における 2 年連続受診者数」）÷「当該年度の対象者数」×100 にて算出

（注 4）肺がん検診における喀痰検査（喀痰細胞診）は、「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン 2025 年度版」において、対策型検診（住民健診など）としての実施は推奨されない（グレード D）と変更されたため、令和 8 年度より重喫煙者への喀痰検査を中止しました。

(ア) 胃がん検診

令和 8 年 4 月 27 日現在（単位：人）

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数(日)		24 日	23 日	22 日	22 日	22 日
(注 3) 50～69 歳	対象者数	9,587	9,297	9,029	9,194	9,053
	受診者数	529	503	449	448	403
	受診率(注 3)	7.8%	8.1%	7.4%	6.9%	6.8%
40 歳以上	対象者数 ^(注 1)	25,699	25,438	25,063	24,137	20,616
	受診者数	1,073	1,121	1,010	983	909
	受診率	4.2%	4.4%	4.0%	4.1%	4.4%

【胃がん検診精密状況】

令和 8 年 4 月 27 日現在（単位：人）

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
精密検査	要精密者数（40 歳以上）	88	91	91	72	76
	要精密率	8.2%	8.1%	9.0%	7.3%	8.4%
	精検受診者数	79	87	80	65	61
	未受診者数	0	0	0	0	0
	未把握数	9	4	11	7	15
	精検受診率	89.8%	95.6%	87.9%	90.2%	80.2%
	検査結果	がんであった者	0	1	0	2
		がんの疑いまたは未確定	0	0	0	0
		がん以外の疾患	45	62	64	45
		異常なし	15	24	16	14

(イ) 肺がん検診

令和 8 年 4 月 27 日現在 (単位: 人)

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数 (日)		24 日	23 日	22 日	22 日	22 日
(注 4) 40～69 歳	対象者数	14,283	13,420	12,993	13,225	12,392
	受診者数	994	982	935	900	829
	受診率	7.0%	7.3%	7.2%	6.8%	6.2%
40 歳以上	対象者数 (注 1)	25,699	25,438	25,063	24,137	20,616
	受診者数	1,637	1,715	1,657	1,580	1,528
	受診率	6.4%	6.7%	6.6%	6.5%	7.4%

【肺がん検診精密状況】

令和 8 年 4 月 27 日現在 (単位: 人)

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
精密検査	要精密者数	44	64	71	72	49
	要精密率	2.7%	3.7%	4.3%	4.6%	3.2%
	精検受診者数	41	59	65	67	40
	未受診者数	0	0	0	0	0
	未把握数	3	5	7	5	9
	精検受診率	93.2%	92.2%	91.5%	93.0%	81.6%
	検査結果	がんであった者	3	1	1	0
		がんの疑いまたは未確定	0	2	1	1
		がん以外の疾患	13	15	23	25
		異常なし	25	41	39	14

(ウ) 大腸がん検診

令和 8 年 4 月 27 日現在 (単位: 人)

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数 (日)		25 日	24 日	23 日	23 日	22 日
(注 4) 40～69 歳	対象者数	14,283	13,420	12,993	13,225	12,392
	受診者数	1,032	979	965	969	863
	受診率	7.2%	7.3%	7.4%	7.3%	7.0%
40 歳以上	対象者数 (注 1)	25,699	25,438	25,063	24,137	20,616
	受診者数	1,648	1,691	1,658	1,645	1,522
	受診率	6.4%	6.6%	6.6%	6.8%	7.4%

【大腸がん検診精密状況】

令和 8 年 4 月 27 日現在 (単位: 人)

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
精密検査	要精密者数	138	135	118	142	105
	要精密率	8.4%	8.0%	7.1%	8.6%	6.9%
	精検受診者数	118	117	98	118	80
	未受診者数	0	0	0	0	0
	未把握数	20	18	20	24	25
	精検受診率	85.5%	86.7%	83.1%	83.1%	76.2%
	検査結果	がんであった者	4	5	2	2
		がんの疑いまたは未確定	0	0	0	1
		がん以外の疾患	85	89	99	58
		異常なし	18	20	13	19

(エ) 前立腺がん検診

令和 8 年 4 月 27 日現在 (単位: 人)

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数 (日)		21 日	20 日	18 日	18 日	19 日
50 歳以上	対象者数 (注 1)	9,358	9,286	9,230	8,763	9,053
	受診者数	635	697	674	638	636
	受診率	6.8%	7.5%	7.3%	7.3%	7.0%

【前立腺がん検診精密状況】

令和 8 年 4 月 27 日現在 (単位: 人)

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
精密検査	要精密者数	46	30	41	29	34
	要精密率	7.2%	4.3%	6.1%	4.5%	5.3%
	精検受診者数	37	24	29	23	10
	未受診者数	0	0	0	0	0
	未把握数	9	6	12	6	24
	精検受診率	80.4%	80.0%	70.3%	79.3%	29.4%
	検査結果	がんであった者	2	1	2	3
		がんの疑いまたは未確定	2	6	6	8
		がん以外の疾患	30	15	19	10
		異常なし	3	2	2	2

(オ) 乳がん検診

令和 8 年 4 月 27 日現在 (単位: 人)

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数 (日)		20 日	20 日	19 日	17 日	16 日
(注 4) 40～69 歳	対象者数	6,923	6,738	6,509	6,637	6,182
	受診者数	620	594	565	612	500
	受診率 (注 2)	16.7%	17.6%	17.3%	17.2%	17.2%
40 歳以上	対象者数 (注 1)	14,205	14,036	13,804	13,322	13,360
	受診者数	906	916	890	912	800
	受診率 (注 4)	12.3%	12.9%	12.8%	13.3%	12.7%

【乳がん検診精密状況】

令和 8 年 4 月 27 日現在 (単位: 人)

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
精密検査	要精密者数	66	51	55	63	54
	要精密率	7.3%	5.6%	6.2%	6.9%	6.8%
	精検受診者数	62	47	53	60	44
	未受診者数	0	0	1	0	0
	未把握数	4	4	1	3	10
	精検受診率	93.9%	92.2%	96.4%	95.2%	81.5%
	検査結果	がんであった者	1	2	7	5
		がんの疑いまたは未確定	4	3	0	0
		がん以外の疾患	28	21	25	38
		異常なし	29	21	21	17

(カ) 子宮頸がん検診

令和 8 年 4 月 27 日現在 (単位：人)

内容 \ 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施回数 (日)		20 日	20 日	19 日	17 日	16 日
(注 4) 20～69 歳	対象者数	9,704	9,359	9,088	9,150	8,562
	受診者数	483	501	440	508	421
	受診率 (注 2)	9.9%	10.5%	10.3%	10.3%	10.4%
20 歳以上	対象者数 (注 1)	16,986	16,657	16,383	15,835	15,740
	受診者数	700	744	655	699	631
	受診率 (注 2)	8.2%	8.7%	8.5%	8.5%	8.4%

【子宮頸がん検診精密状況】

令和 8 年 4 月 27 日現在 (単位：人)

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
精密検査	要精密者数	10	10	10	11	8	
	要精密率	1.4%	1.3%	1.5%	1.6%	1.3%	
	精検受診者数	7	10	8	10	7	
	未受診者数	0	0	0	0	0	
	未把握数	3	0	2	1	1	
	精検受診率	70.0%	100.0%	80.0%	91.0%	87.5%	
	検査結果	がんであった者	0	1	2	1	0
		がんの疑いまたは未確定	2	8	3	4	6
		がん以外の疾患	4	0	3	3	1
		異常なし	1	1	0	2	0

(キ) 口腔がん検診

(単位：人)

内容 \ 年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
検診回数		2	2	2	1	1
男性		35	27	34	22	18
女性		37	38	44	20	22
合計		72	66	78	42	40

2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

2)ー1 無料クーポン券配布事業

(1) 目 的：国が定める特定の年齢に達した者に、子宮頸がん・乳がん検診に関する検診手帳と検診費用が無料になるクーポン券を送付し、がん検診の受診向上を図るとともに、がんの正しい知識の普及を図ることを目的とします。(国補助率 1/2)

(2) 無料クーポン券配布対象者

○子宮頸がん検診：20 歳 ○乳がん検診 : 40 歳

(3) 実施場所：集団検診又は福岡県医師会が契約する福岡県内の医療機関

(4) 実 績：

年度 \ 内容	令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率	対象者	受診者	受診率
子宮頸	141	12	8.5	125	8	6.4	122	10	8.2	111	18	16.3	149	12	8.1
乳	167	47	28.1	182	46	25.3	181	44	24.3	189	42	22.2	186	50	26.9

2)ー2 精密検査未受診者に対する受診再勧奨事業

(1) 目的：市が精密検査結果を把握できない者に対し、再勧奨通知の郵送や電話に受診勧奨により、精密受診率の向上を図る。

(2) 内容：再受診勧奨通知の郵送、電話等により精密検査受診の有無の把握と未受診者には受診勧奨を行う。

(3) 実績：

令和8年4月27日現在（単位：人）

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診勧奨者	60人	88人	87人	77人	43人

2)ー3 5大がん個別の受診勧奨・再勧奨

(1) 目的：国が定めるがん検診推奨年齢の者に対し、効果的な受診勧奨通知等により、がん検診の受診率向上を図る。

(2) 内容：郵送や電話等により個別の受診勧奨・再勧奨を行う。

(3) 対象者：他の事業での個人通知やがん好発年齢等を考え対象者を選定しました。

令和7年度は下記の年齢に個人通知を実施しました。（特定健診対象者を除く）

- ① 21、41歳女性（子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券対象者）
- ② 26、30、34、38歳女性（子宮頸がん対象）
- ③ 46・51・56歳の男性
- ④ 44、46、48、54、56、58歳の女性（乳がん・子宮頸がん対象）
- ⑤ 40、64、66、68歳の男女
- ⑥ 令和5・6年度がん検診の受診歴がある20～69歳の男女

(4) 実績：

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通知者数	5,371人	5,091人	4,934人	5,188人	4,691人
受診者数	807人	795人	665人	819人	496人
受診率	15.0%	15.6%	13.5%	15.8%	10.6%

3) がん検診総合的な考察・評価：

個人通知、過去受診歴がある者への夜間電話勧奨についても、昨年同様の人数に実施することができましたが、すべての検診で受診者数は前年度を下回りました。がん検診推奨年代である69歳までの受診率では、肺がん検診の受診率が前年度から最も低下し、乳がん検診と子宮頸がん検診は横ばいでした。

就業年齢の引き上げ等で職場健診でのがん検診受診等や医療機関での定期フォロー体制による影響も考えられますが、胃がん検診と肺がん検診については、自己負担金の引き上げの影響も考えられます。

令和8年度の個人通知には、一部の対象には通常の検診料金等を載せるなど、お得感を感じる内容に変更します。

県内市町村において、嘉麻市では子宮頸がん検診以外のがん検診の受診率は県平均を超えていますが、第4期がん対策推進基本計画（令和5年度～令和10年度）では、がん検診受診率の目標値を（職域検診でのがん検診受診等を含め）60%と定めています。他の検診と異なり、対象者範囲が広く、徹底した未受診者対策は対費用効果として効果的ではないため、定期的にターゲットと方法を変えながら、未受診者対策を実施し評価していきたいと考えます。

精密検査の受診率については、例年どおりの内容で 5 大がん検診における精密検査未把握者に対し、再勧奨を行いました。令和 4 年度から精密未受診者への市からの再勧奨通知に精密検査に関するパンフレットの同封、電話による精密検査結果把握を実施しています。令和 6 年度は大腸がん検診以外の精密検査受診率は、目標の 90%を達成しました。

前立腺がん検診の要精密受診率の低迷の原因は、国が策定した「がん対策推進基本計画（第三期）」における目標として「科学的根拠に基づくがん検診の実施に取り組むこと」と記載されたことに伴い、市が実施する精密未受診者への再通知見合わせの影響と思われます。

4) 令和 8 年度のがん検診の主な取り組み：

- クーポン券の未利用者や 5 大がん（胃・大腸・肺・子宮頸・乳がん）対象者の一部に「圧着はがき」での受診勧奨を実施します。特に 40～50 歳代女性には乳がん検診普及啓発を目的とした受診勧奨通知を作成します。
- 過去受診者等への夜間電話での個別勧奨を実施します。
- 健康づくりに関する連携協定を締結する企業における検診情報の周知（生命保険加入者、買い物客）
- 子宮頸がん検診女性医師検診日の実施（3 日／年）と周知
- 「特定健診がん検診の受診促進月間およびピンクリボン」啓発普及活動として、9 月 25 日～10 月 2 日に市役所 1 階ロビーにおいて、啓発ブースを設置します。

5) 特定健診、各種がん検診等実施回数

検診項目	特 定 健 診	胃・肺がん検診 結核検診	大 腸 が ん	前 立 腺 が ん	子宮頸 が ん	乳がん	肝炎	骨 粗 し ょ う 症	口腔 が ん	若年 健診
令和 4 年度	24	23	24	20	20	20	24	5	2	24
令和 5 年度	24	23	24	20	20	20	24	5	2	24
令和 6 年度	22	22	23	18	17	17	23	5	2	22
令和 7 年度	21	22	22	19	16	16	22	5	1	21
令和 8 年度	21	22	22	19	16	16	22	5	1	21

- 集団検診予定回数
- ※協会けんぽ連携健診年 1 回、商工会健診年 1 回で継続します。
- ※協会けんぽ連携健診、商工会健診の日程で定員に余裕がある検診項目については、一般市民の受診も可能とし、有効活用します。
- ※女性限定の検診日を年間 3 日間設定し、特定健診及び子宮頸がん検診の診察医は女性医師を調整します。
- 子宮頸がん・乳がん検診に関しては、市内の実施医療機関に委託し、年間を通じて個別検診を実施します。

2. 結核検診

- (1) 目 的：結核の早期発見・治療により、重症化や感染を防ぐことを目的としています。
＜根拠法令＞感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第 1 条
- (2) 対象者：65 歳以上の嘉麻市民
- (3) 内 容：胸部エックス線検査
- (4) 受診方法：市で行う集団検診

(5) 実績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
異常なし	10	8	7	6	978
要精密	0	0	0	0	16
合計	10	8	7	6	
肺がん検診 65歳以上	1,002	1,073	1,055	970	994
合計	1,012	1,081	1,062	976	994

(6) 考察・評価：

令和7年度からは、65歳以上の方について、肺がん及び結核検診として胸部レントゲン検査を実施しました。そのため、65歳以上の方については、肺がん検診の検査料を無料としました。

結果については、結核の精密として特定した状況でないため、「肺がん以外の疾患での要検査」の人数を計上したため、16人と多くなっています。

(7) 令和8年度の取り組み：

高齢者、特に80歳以上の結核り患が増えているため、結核検診としての受診を促していきます。また、9月に計画している「特定健診・がん検診の受診促進月間およびピンクリボン」啓発普及活動の中でも、事業周知に努めます。

3. 骨髄等移植ドナー助成金事業(令和4年度開始事業)

(1) 目的：骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供者の休業による経済的負担を軽減し、骨髄等の移植及びドナー登録の推進を図る。

(2) 対象者：骨髄等を提供した日において、市の住民基本台帳に記録されている者であって、骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了したことを証明する書類の交付を受けた方。

(3) 実績：令和7年度の申請はありませんでした。

(4) 令和8年度の取り組み：

広報やホームページ等で事業の周知を図っていきます。

4. 小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業（令和5年度開始事業）

(1) 目的：40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、居宅介護サービス利用料の一部を助成し、患者と家族の身体的・経済的負担を軽減します。

(2) 対象となるサービス：①訪問介護

②訪問入浴介護

③福祉用具の貸与・購入

(3) 考察・評価：

令和7年度の利用者はありませんでした。

(4) 令和8年度の取り組み：

広報やホームページでの周知だけでなく、チラシを作成し、近隣のがん相談支援センターに設置を依頼します。

5. アピアランスケア推進事業（令和5年度開始事業）

（１）目 的：がん患者が、治療に伴う外見の変化（アピアランス）を補うために購入した、医療用ウィッグや補整具等の費用の一部を助成することにより、心理的負担を軽減するとともに、社会参加を応援し、よりよい療養生活となるよう支援します。

（２）助成対象用品：医療用ウィッグ等、補整具等

（３）実 績：

内容 \ 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
医療用ウィッグ	13 人	8 人	7 人
補正具等	1 人	1 人	1 人

（４）令和 8 年度の取り組み：

広報やホームページを通して周知を図っていきます。

第6章 特定健診・特定保健指導事業

(1) 目的：メタボリックシンドロームに着目し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の有病者・予備軍の減少による個人のＱＯＬの向上と将来的な国保医療費の適正化を目的としています。

(2) 対象者：４０～７４歳の嘉麻市国民健康保険被保険者（治療者も含む）

(3) 実施内容：

① 方法：個別健診…６月～翌年２月（９ヶ月間）

集団健診…年２２回実施（市内４ヶ所にてがん検診等と同時実施。）

② 内容：料金…課税状況によって自己負担金５００円または無料。

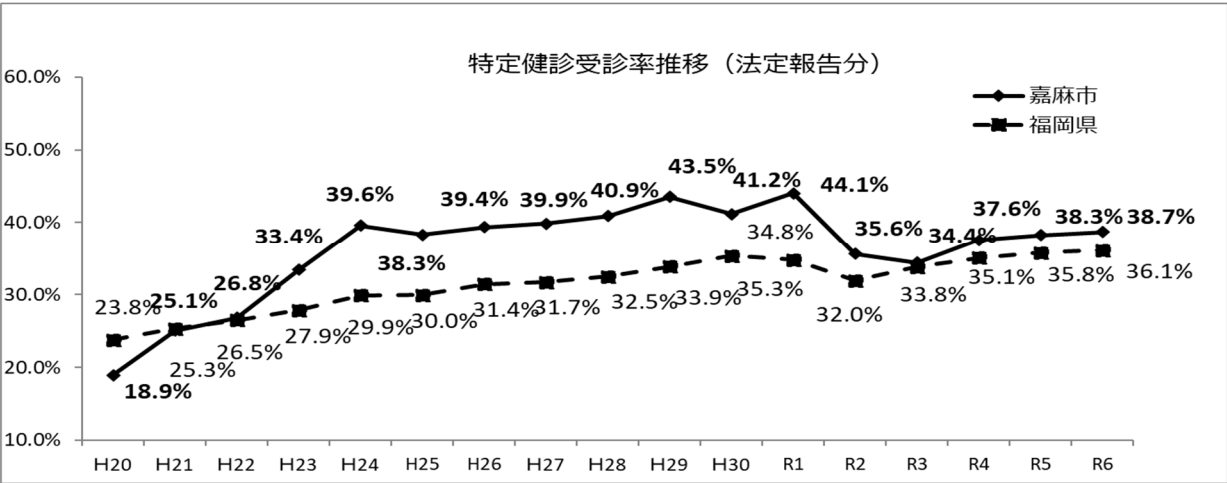
健診項目…検査項目は下記のとおりであり、国が定める基本的な項目に加え、クレアチニン、貧血検査、HbA1c、心電図検査を全員に実施しています。

	計測					脂質				肝機能			代謝系		尿・腎機能					血液一般			心機能	眼底検査	問診		診察
	身長	体重	BMI	血圧	腹囲	総コレステロール	中性脂肪	HDL	LDL	(GASTT)	(GAPLTT)	(γ-GGT)	空腹時血糖	ヘモグロビンA1c	尿糖	尿蛋白	尿潜血	血清クレアチニン	尿酸	血色素量	赤球数	ヘマトクリット値	心電図検査	眼底検査	生活習慣・既往する項目	自覚症状など	(医学的所見) (身体診察)
国が定める基準	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	■	■	○	○		□		□	□	□	□	□	○	○	○
嘉麻市実施項目	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□	○	○	○

※○：全員実施 ■：いずれか実施 □：医師の判断にもとづき実施

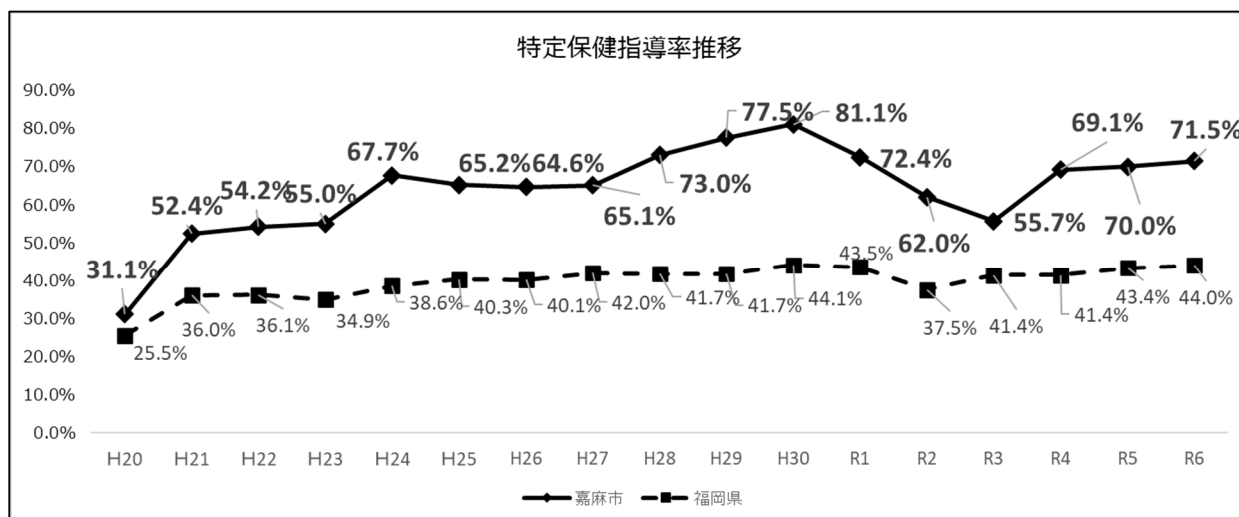
③ 保健指導：健診結果における階層化（検査項目によりリスク個数のカウント）を行い「積極的支援」「動機づけ支援」「情報提供」の３つの保健指導対象者を抽出し、発症予防及び重症化予防の観点にて、対象者を設定して保健指導を行います。

【特定健診受診率の推移】



※令和 7 年度嘉麻市暫定特定健診受診率：38.9%【前年比 0.2%増】

【特定保健指導率の推移】



※令和7年度暫定特定保健指導率：65.3%【前年比 ▲6.2%】

(4) 実 績：

① 特定健診未受診者対策

(ア) 内 容：令和7年度も引き続き、民間事業者のデザイン性を活かし、未受診者の特性（年代別や過去の受診状況等）に合わせて、広報かまの記事と連動した、より特定健診の受診意欲を向上させるような通知にて受診勧奨を実施しました。併せて、初対象者や45・50・55歳の節目、過去に健診受診歴有者に対し、夜間を含めた電話勧奨を実施しました。また、市内医療機関への巡回訪問の際、年間の診療計画に特定健診を利用している医療機関の好事例を紹介する等、受診率向上に努めました。

(イ) 実 績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
再勧奨通知	5,760	5,791	5,070	4,823	4,390
再々勧奨通知	4,273	4,520	4,170	3,888	3,445
合計	10,033	10,311	9,240	8,711	7,835

② 特定保健指導以外の保健指導（受診勧奨値を超えている者への受診勧奨）

(ア) 内 容：肥満リスクはなくても、血圧や血糖、脂質等の検査項目において基準値以上の結果である人への受診勧奨や、すでに生活習慣病の治療をしても、生活改善等の保健指導が必要な対象者に、令和7年度も引き続き民間事業所を活用し保健指導を実施しました。

(イ) 実 績：

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問による保健指導	96	83	77	56	94
面接及び電話	762	726	684	713	575
合計	858	809	761	769	669

③ 重症化予防事業（糖尿病性腎症重症化予防事業）

糖尿病管理台帳事業

（ア）内 容：過去の特定健診受診者で糖尿病基準に該当する者のうち未治療者や中断者を抽出し、特定健診の受診勧奨と併せて、重症化予防に重点を置いた治療中断者等には、電話や訪問・面接等で、医療への受診勧奨を含む保健指導を実施しました。

（イ）実 績：

（単位：人）

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
台帳事業該当者	114	113	125	138	117
特定健診受診者（受診率）	49（43%）	50（44.2%）	56（44.8%）	71（51.4%）	51（43.6%）
医療受診勧奨該当者	12	17	17	28	15
医療受診勧奨実施者	11	15	15	24	13
医療への受診者（受診率）	6（54.5%）	13（76.5%）	9（60%）	15（62.5%）	8（61.5%）

微量アルブミン尿検査事業

（ア）内 容：新規透析患者の減少を図るため、飯塚医療圏糖尿病重症化予防推進協議会（飯塚医師会・保健所・2市1町）で作成した糖尿病性腎症重症化予防連携マニュアルを基に、一定の基準を満たす特定健診受診者に微量アルブミン尿検査を実施することで、糖尿病性腎症の早期発見につなげます。また、かかりつけ医や腎専門医等と連携して保健指導を実施し、治療や生活改善を促します。

（イ）実 績：

（単位：人）

年度 内容		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
検査基準該当者		281	307	286	260	277
検査実施者		177	168	153	148	164
結果	正 常	132	124	125	119	126
	微量アルブミン尿	42	41	26	29	37
	顕性アルブミン尿	3	3	2	0	1
保健指導（実施率）		173(97.7%)	165(98.2%)	153(100%)	147(99.3%)	164(100%)

④ 糖尿病の発症予防への取り組み

（ア）目 的：庁舎内の他部署と連携し、ライフサイクルに関係なく、生活習慣病の発症から重症化予防まで一貫した取り組みを推進し、生活習慣病の発症予防を図ります。

（イ）内 容：優先すべき健康課題である糖尿病の発症及び重症化予防について、庁内連携会議を開催し、生活習慣病の発症から重症化予防まで一貫した取り組みについて、情報提供や意見交換を行いました。会議において妊娠糖尿病既往者は、将来、糖尿病になるリスクが高いことから、健康課や子育て支援課と共同で、健康管理システムを活用し、妊娠糖尿病既往者の把握から若年健診への受診勧奨、保健指導を開始しました。

(ウ) 実績：

GDM：妊娠糖尿病

担当課	年度	取り組み内容	令和 6 年度	令和 7 年度
市民課		庁内連携会議の開催	1 回	1 回
		該当者への特定健診受診勧奨	1 人	3 人
		特定健診受診（保健指導実施）	1（0）人	2（1）人
健康課		該当者への若年健診個別通知	22 人	21 人
		幼児健診における該当者への保健指導		13 人
		若年健診受診（保健指導実施）	4（2）人	5（4）人
子育て支援課		健康管理システムに GDM 情報新規入力	15 人	20 人

(5) 考察・評価：

特定健診受診率については、夜間を含めての電話勧奨や個別通知、市内医療機関巡回訪問を実施した結果、前年度と比較し受診率は維持できる見込みです。健診を受診することで、生活習慣病の発症予防、重症化予防につながります。市民の QOL 向上と併せて、医療費の適正化や医療費の伸びの抑制を推進するため、今後とも取り組んでいく必要があります。

重症化予防事業については、微量アルブミン尿検査の実施率向上を図るため、飯塚医師会の生活習慣病対策委員の医師と 2 市 1 町が連携して医療機関に訪問し事業説明を丁寧に行いました。

また、令和 7 年度より開始した幼児健診における妊娠糖尿病既往者に対する保健指導の取り組みについては、子育て支援課、健康課、市民課で情報共有を図りながら実施し、子育て中で後回しになりがちな対象者自身の健康管理について動機づけを行うことができました。また、幼児健診における受診勧奨により若年健診・国保特定健診の受診へとつなげることもできました。

(6) 令和 8 年度の取り組み：

組織改編により、国保特定健診及び保健指導事業の担当課が市民課から健康課に変わりました。健康課においても引き続き、第 3 期データヘルス計画に基づき、飯塚医師会等関係機関と連携のもと、特定健診の受診率向上と併せて、糖尿病を始めとした生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組み、健康寿命の延伸と医療費適正化を目指します。

今年度の新規事業については、国保連合会が実施する特定健診受診率向上対策共同事業に参加し、AI 技術等を最大限活用したデータ分析に基づき、特定健診受診対象者の特性に合わせた受診勧奨通知等を送付します。また、市が連携協定をしている企業や 2 市 1 町集団検診協議会啓発事業を活用し、インセンティブを提供することで受診行動を促し、受診率向上を図っていきます。

第7章 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

(1) 目的：令和2年4月から国は、後期高齢者医療広域連合が、高齢者保健事業を国民健康保険事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組を開始し、後期高齢者医療広域連合は、その実施を各市町に委託することができることになりました。嘉麻市でも令和3年度から予算措置され、受託を受けながら実施しております。

〈根拠法令〉 高齢者の医療の確保に関する法律

(2) 対象者：75歳以上の後期高齢者（障害認定を受けた65歳～74歳の後期高齢者医療制度加入者が含まれる）

(3) 内容：①高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）・・・状態不明者（医療・介護・健診の利用が確認できず、健康状態が把握できない方）、後期高齢者健康診査結果において、生活習慣病重症化予防に関わる支援が必要と思われる人（血圧の値が高値で内服されてない方）低栄養の恐れがある方への個別訪問、保健指導を行いました。

②通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）・・・5人以上集まる地域の公民館等で、申請により集団健康教育（出前講座）を実施します。高齢者相談支援センター係と協働し、健康課は高齢者のうつ病、生活習慣病予防及び食事についてのテーマを担当しました。また、出前講座や総合健診時にフレイルチェックを実施し、必要な方への個別訪問や教室案内を実施しました。

③データ分析・・・嘉麻市の高齢者の健康課題を国保データシステムより分析実施

④一体化ケース会議・・・健康状態不明者などの訪問を通して困難事例などを一体化ケース会議にて専門職からの意見を頂き、事例展開を実施。

⑤庁内外連携・・・庁内連携会議や推進会議を実施し、横断的に取り組めるように情報共有を実施。

(4) 実績

①ハイリスクアプローチ（評価完了できた方/対象者）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
状態不明者		59人/75人	66人/91人	40人/47人	19人/34人
低栄養					14人/21人
重症化予防（高血圧）					18人/19人

②ポピュレーションアプローチ（健康課・市民課実施分のみ計上）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出前講座	140人（12回）	269人（22回）	333人（19回）	527人（55回）	595人（49回）
フレイル教室		88人（8回）	96人（6回）	132人（7回）	154人（9回）

③一体化ケース会議：令和7年9月4日および令和8年2月4日実施

④嘉麻市高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施推進会議：令和7年10月9日実施

⑤第3期国保データヘルス計画策定報告及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業における庁内連携会議 令和8年1月14日実施

⑥嘉麻市地域ケア会議「助言者連携会議」

令和7年9月4日（高齢者介護課主催）および令和8年2月5日（市民課主催）実施

(5) 考察・評価：

ハイリスクアプローチでは、状態不明者の中には健康に対する自負から受診や健診に行かれてない方が多く、訪問や電話にて重ねてアプローチを実施しましたが、受診や健診を受ける方が1人にとどまりました。低栄養の方では、食事に関心はあるが生活スタイルが確立されている方も多く食生活改善に到達された方は6割弱の状況でした。重症化予防（高血圧）の方では、訪問、電話にて受診を勧奨することで最終的に8割強の方が主治医に相談される等の行動がみられました。

対象の方は健診受診をされている方のため、意識が高いことが影響したと思われます。また、ポピュレーションアプローチでは、出前講座にて高齢者特有の低栄養予防の講話を実施し、体力測定ではフレイルにつながる筋肉量を提示することで自身のからだの状況を知って頂くことができ、運動や食事を改めて見直す機会になっていると考えます。

嘉麻市の健診受診率は12.38%（福岡県18.10%）と低いため、訪問や出前講座の機会を随時利用して受診勧奨を実施しておりますが、受診率は伸び悩んでいます。健診受診者の医療費と未受診者の医療費には差が生じており、特に入院費においては健診受診者と健診未受診者を比較すると未受診に2倍の入院の医療費が生じていることから健診において早期発見、早期治療が必要であると思われます。

また、嘉麻市の平均自立期間（要介護2以上）は男性78.3歳（同規模79.3歳）、女性82.8歳（同規模83.9歳）と同規模市町村と比較して1年程度短い状況があります。高齢者が地域の中で自立した生活を少しでも長く維持できるように引き続きハイリスク、ポピュレーションの両方のアプローチを実施していく必要があると思われます。

(6) 令和8年度の取り組み：

令和8年度は、ハイリスク対象者を、状態不明者、重症化予防（高血圧）に重症化予防（糖尿病フレイル合併）を新たに加えて取り組みます。今年度も健診、医療、介護などの情報を分析することで、嘉麻市の高齢者の状況を把握しながら、ハイリスクアプローチ、ポピュレーションアプローチを引き続き実施していきます。また、高齢者介護課などと庁内連携を図りながら取り組んでいきます。

第8章 精神保健事業

1. 相談及び訪問事業

- (1) 目的：保健福祉環境事務所と連携し、精神障がい者の早期治療の促進並びに精神障がい者社会復帰及び自立と社会活動への参加の促進を図るとともに、市民の精神的健康の保持及び増進を図ります。

＜根拠法令＞精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第47条

- (2) 対象者：嘉麻市民

- (3) 内容：①相談事業…関係機関、近隣者、本人、家族等の来庁による相談

②訪問指導…自宅に訪問しての指導事業

③電話相談事業…電話での相談対応で匿名によるものも含む

- (4) 実績：

① 相談事業

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延人員(実人員)	29(18)	37(22)	26(21)	25(19)	20(18)

②訪問指導

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延人員(実人員)	40(13)	54(17)	57(22)	60(19)	59(23)

③電話相談 ※自殺対策の電話相談も含めて計上。

(単位：人)

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延人員	81	80	86	54	23

- (5) 考察・評価：

相談は、家族や本人からの相談だけでなく、各課からの相談、社会福祉協議会からの相談、民生委員等からの相談も含めています。

近年、家族及び本人の抱える問題が複雑化し関係機関等と連携し、支援を行っていくケースが増えていきます。

- (6) 令和8年度の取り組み：

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、市町村の相談支援業務の対象者が精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える者と拡大され、地域包括ケアが重要視されることとなりました。庁舎内の関係課及び地域の関係機関等と連携し精神保健事業に取り組んでいきます。

2. 自殺対策事業

- (1) 目的：広報活動等を通し、自殺の現状や自殺予防策等に関する市民の理解を深めるとともに自殺防止対策に関する人材の養成を行い、自殺者数を減らすことを目的としています。

＜根拠法令＞自殺対策基本法

- (2) 対象者：嘉麻市民

- (3) 内容：①嘉麻市こころの電話相談 毎週水曜日（祝祭日除く） 17：30～20：30

②講演会 市民対象（3月）

(4) 実績：

①嘉麻市こころの電話相談

(単位：人)

性別 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男	36(3)	25(3)	20(1)	3 (1)	1(1)
女	28(5)	15(2)	6(2)	10 (5)	4(2)
合計	64(8)	40(5)	26(3)	13 (6)	5(3)

※ () 内は実人員 ただし、実人員は匿名のため、相談内容等から判断しています。

②人材養成（ゲートキーパー養成）講演会

市民（児童・民生委員含む）：令和8年3月7日開催 24名参加

テーマ：「うつ病の理解と対応 ～身近な方を見守るために～」

③自殺対策連携協議会

令和8年2月27日（金）開催

内容：自殺実態プロファイルの報告、計画の令和7年度 of 取組状況報告

嘉麻市の自殺者数の推移

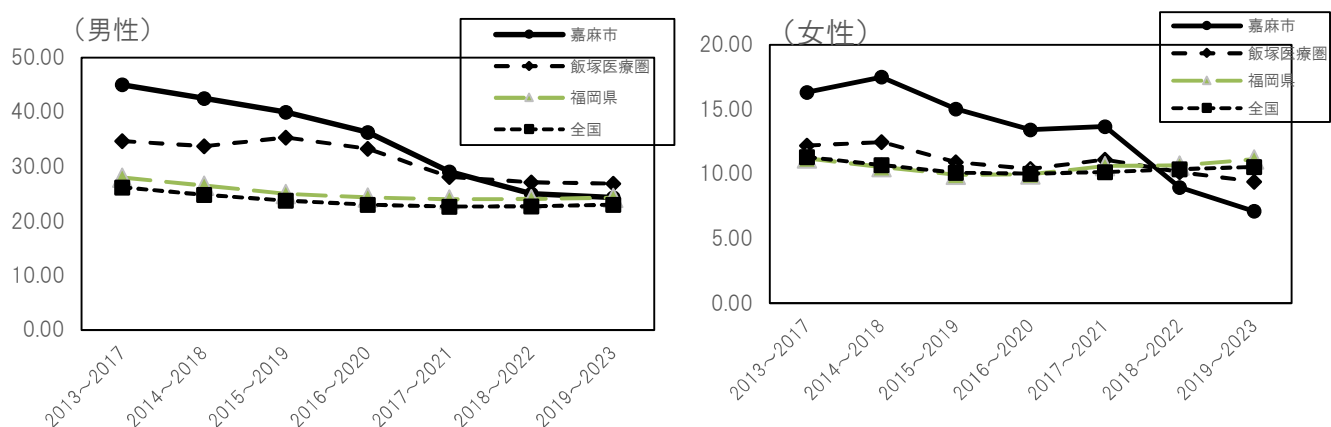
(単位：人)

年度 \ 区分		嘉麻市			福岡県			全国		
		男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
令和3年	自殺者数(人)	3	3	6	573	341	914	13,786	7,034	20,820
	自殺死亡率	17.37	15.25	16.24	23.49	12.70	17.84	22.31	10.85	16.44
令和4年	自殺者数(人)	1	1	2	599	291	890	14,622	7,101	21,723
	自殺死亡率	5.89	5.18	5.51	24.64	10.87	17.42	23.81	11.01	17.25
令和5年	自殺者数(人)	5	1	6	629	319	948	14,725	6,932	21,657
	自殺死亡率	30.03	5.30	16.89	25.88	11.93	18.57	24.07	10.79	17.25
令和6年	自殺者数(人)	5	2	7	568	282	850	13,635	6,482	20,117
	自殺死亡率	30.55	10.77	20.04	23.40	10.57	16.68	22.38	10.13	16.11
令和7年	自殺者数(人)	10	0	10	557	251	808	13,044	5,980	19,024
	自殺死亡率	62.40	0	29.29	22.98	9.43	15.88	21.50	9.39	15.3

※自殺死亡率：人口10万対

(出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料)

嘉麻市の自殺死亡率推移



令和7年の嘉麻市の自殺者数は10名でした。高齢者が大半を占めていました。全国的には、2万人を切り、一番低い数字となっていますが、年代的に高校生、大学生の自殺者が増え、自殺対策基本法の改正も行われました。嘉麻市としては、高齢者が半数以上を占めていることが課題です。

(5) 考察・評価：

電話相談については、毎回利用してあった方が、精神的に落ち着き、年に数回の利用になった結果利用者数が減少しています。市民向けの講演会では、民生委員が多く参加されていました。

(6) 令和8年度の取り組み：

第2次嘉麻市自殺計画の施策の実施に向けて、関係課及び関係機関と連携を図り、今年度も電話相談及びゲートキーパー養成研修等を引き続き実施します。

ゲートキーパー養成研修につきましては、年1回の講演会を、各地区民生委員会に出向き、嘉麻市の自殺の現状と地域での見守りについて話をしていくことに変更予定です。

3. ひきこもり支援者意見交換会

(1) 目的：① ひきこもり相談に対応する関係機関・関係課が抱える課題を共有し、これから取り組むべきことを明確にしたうえで同じ目標に向かって前に歩みを進める。

② 各支援者が、顔の見える関係性を保つことで、本人や家族に寄り添った丁寧な支援につなげる。

(2) 参加機関：関係各課（健康課、市民課、高齢者介護課、生活支援課、社会福祉課、子育て支援課、学校教育課、男女共同参画推進課）、ひきこもり相談支援センター（社協）、精神保健福祉センター、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、ひきこもり地域支援センター筑豊サテライトオフィス、筑豊若者サポートステーション、障がい者基幹相談支援センター、ケアマネ連絡会など

(3) 実績：令和7年度 3回実施

1回：令和7年6月4日

○会の目的とこれまでの振り返り

○ひきこもり支援で課題となっていること

2回：令和7年10月10日

○学校ソーシャルワーカーの取組

3回：令和8年3月12日

○ひきこもり支援の現在の状況について情報共有

(4) 考察・評価：

意見交換会では、社協のひきこもり相談支援センターと議題を協議し、当日関係機関の意見を聴けるよう毎回グループ討議を実施しました。ひきこもりの方については、潜在化している部分が多く、両親が高齢化し、これからのことを考えるケースなど、ひきこもり期間が長期化しての相談が多いのが現状です。ひきこもりの場合、長期になればなるほど、本人とのかかわりに期間を要します。ひきこもりの相談のあった方の生い立ちを聞く中で子供のころ不登校であった方が多い傾向にあるため、ひきこもりが長期化した状態でかかわるよりも、若いころでのかかわりをしていくことが早めの対策と考え、学校教育課と子育て支援課より不登校児等の状況と対応について情報提供をいただきました。

令和7年度は学校教育課主催の不登校支援者会議にも出席させていただきました。

意見交換会とは別に、福岡県精神保健センターのひきこもり相談会を嘉麻市において予約制で1回実施しました。保護者からの相談が1件ありました。

(5) 令和8年度の取り組み：

令和8年度も引き続き意見交換会を実施していきますが、参加関係機関から問題となっていることや処遇困難事例などを提供していただき、参加者からの意見などを聞くなどして、参加関係機関の方が参考となる意見交換会を企画していきます。

令和 6 年、令和 7 年とひきこもり相談日を設定することでそれぞれ 1 名の申込がありました。いつでも相談によりも、日程を設定し周知した方相談にきやすい可能性もあるため、2 日ほど設定相談会の開催を予定します。

第9章 その他の健康づくり事業

1. 食生活改善推進員研修会(中央研修・普及教室)

(1) 目的：食生活改善推進員が知識と技術を身に付け、自分自身・家族・友人などをはじめ、地域全体の健康づくりに貢献することを目的としています。

(2) 対象者：嘉麻市食生活改善推進員

(3) 実績：

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
中央	回数	3 回	3 回	5 回	5 回	5 回
	延人数	39 人	48 人	80 人	80 人	79 人
普及	回数	19 回	42 回	48 回	48 回	45 回
	延人数	326 人	683 人	784 人	745 人	702 人

※中央研修：各地区の代表者の中央での学習

※普及講習：中央研修で学んだことの各地区での伝達講習、または各地区でのテーマを決めての学習

(4) 考察・評価：

各 4 地区の会員による普及講習では、中央研修で学んだことの伝達講習が行われました。今年度も昨年度に引き続き、各地域で感染対策を徹底したうえで規定回数実施することができました。

(5) 令和 8 年度の取り組み：

生活習慣病予防・高齢者の低栄養予防等のテーマを役員と検討し、研修会を実施します。

2. 食生活改善推進員養成教室

(1) 目的：食生活改善推進員として地域で「健康づくりのための食生活」を普及していくための基礎を習得することを目的としています。

(2) 対象者：嘉麻市民（食生活改善推進員としての活動を希望するもの）

(3) 実績：

年度 内容		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実人員		16 人	-	20 人	-	17 人
延べ人員		149 人	-	156 人	-	155 人

※2 年に 1 回食生活改善推進員養成テキストにのっとり実施

(4) 考察・評価：

山田市民センターにて 10 単位（20 時間）で教室を実施しました。受講者のうち 9 名が食生活改善推進員に加入しました。

(5) 令和 8 年度の取り組み：

2 年に 1 回の実施のため今年度は実施しません。

3. かま体操普及事業

(1) 目的：嘉麻市民の健康づくりを推進するために制作された「健康一番！かま体操」を子どもから高齢者まで、市民全体に普及し、健康長寿を目指すことを目的としています。

(2) 内容：嘉麻市保健計画推進委員会の発案により平成22年度に作成された「健康一番！かま体操」を、今年度からは広報やHP等にかま体操をPRし、CD及びDVD配布で普及します。

(3) 実績：

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
CD及びDVD配付数	1人	5人	1人	1人	1人

(4) 考察・評価：

普及教室等は終了していますが、施設等で継続されているところもあり、DVDの申し込みが今年度1件ありました。

(5) 令和8年度の取り組み：

引き続き、希望者に対してCD及びDVDの無料配布を継続します。

4. かましちゃん健康ポイント事業

(1) 目的：市民一人ひとりの健康づくりへの意識の向上及び主体的な健康づくりを応援するため、特定健診・がん検診等健康づくりに関する事業等への参加に対しポイント制による付加価値を設け、健康づくりへの積極的な参加を誘導することを目的とします。

(2) 対象者：20歳以上になる市内居住者

(3) 内容：福岡県が実施するふくおか健康ポイントアプリを活用し、ウォーキングや体重・血圧・食生活など日々の記録、健診の受診、イベント等の参加をポイント化し、期間中3,000ポイント獲得、またはアプリ未利用者には身体活動量の増加を目的とした3か月間の歩数記録と健診受診を応募条件とし、抽選で130名に市内使用商品券2000円分を贈呈します。また、当選に漏れた方にも、市内運動施設の無料お試し券を贈呈します。より一層インセンティブを強化するため、応募者の内、ふくおか健康アプリの歩数獲得ポイント上位30名は抽選対象には含まず当選者となります。

(4) 実績：

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業応募者	162	188	168	152	140
健康関連商品応募者			101	118	114

内容 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ふくおか健康アプリ年間延べ利用者数	77,233	108,109	143,753	134,302	143,330
年間平均歩数	5,686	5,911	6,014	6,060	5,998
新規登録者数	243	271	265	154	123

年間延べ利用者数：全登録者が起動した回数、年間平均歩数：全登録者の平均歩数

年度 内容	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
特典協力店 市内登録店舗数	2	4	10

令和 7 年度に実施した付随事業

○ふくおか健康アプリの登録者の内、期間中1,000ポイント獲得者を応募条件として、健康関連商品を100名に贈呈

○一般社団法人足の8020が主催する「足の8020ウォーキング」について、市民への周知

○アプリ相談会を2回開催し、ふくおか健康ポイントアプリの周知と新規登録・連携不具合解消のサポート等実施

○「秋のウォーキングラリー」を実施し、上位5名と飛び賞5名、計10名の方へ、ささやかな賞品の贈呈

(5) 考察・評価：

事業の応募者数は140人で、三年連続で減少しました。応募者減少の要因の一つとして、令和6年度の仕様変更による連携不具合が解消されず、また新たに不具合が発生した利用者も多くいたためと考えられます。アプリの利用者で、嘉麻市民におけるアプリの年間延べ利用者数は増加傾向ですが、年間平均歩数はやや減少傾向(連携不具合による未反映あり)にあり、不具合解消に向けての取り組みが重要課題であると感じます。

そのため、今年度初めてアプリ相談会を市役所1階ロビーとkamaさくらウォーク会場で行いました。市役所1階ロビーでは、新規登録者3名、連携不具合相談9名、体組成測定24名の参加がありました。kamaさくらウォークでは、会場内に参加者が500Pを取得できるQRコードを設置し、53名(参加者全体の23%)の読み込みがありました。また、嘉麻市民で10名の新規登録者がありました。また、秋のウォーキングラリーでは、139名の方に参加がありました。アンケートからは、このような楽しいイベントを定期的に行ってほしいという意見が多くありました。

ふくおか健康アプリでは、獲得ポイントを利用して、特典協力店でサービスを受けることができます。担当者より直接市内店舗に登録のお願いをして、今年度6店舗の協力を取り付け、10店舗に増やすことができました。特典協力店に登録していただいた店舗につきましては、健康ポイントアプリ内のお知らせより掲載し、店舗のPRにもつながっています。

健康関連商品には114名の応募があり、商品の引き換え時には、管理栄養士による健康サポート食品利用に関するアドバイス、個別の栄養指導を行うことができました。

「足の8020ウォーキング」は、参加企業の協賛金を通じて、高齢者の歩行活動が貧困の子どもたちの支援につなげる非営利・寄付型ウォークイベントで、参加者は1日20分以上、または1.2km歩き、スタンプカードに報告する形で、参加企業からの協賛金を上限として支援団体に寄付されます。広報誌の他、老人会や食生活改善推進会でも周知し、嘉麻市において179人の参加がありました。今まで健康ポイント事業には参加されていない方が多く、社会貢献的なインセンティブも加えることで、健康づくりの輪が広がる可能性を感じました。

(6) 令和8年度の取り組み：

事業の新たな取り組みとして、贈呈する賞品を、「嘉麻市の魅力が詰まった選べる賞品」とし、130名へ(ふくおか健康アプリの歩数獲得ポイント上位30名は抽選対象には含まず当選者とする)贈呈します。健康サポート商品の贈呈、「足の8020ウォーキング」の周知、アプリ相談会、秋のウォーキングラリーを継続します。今後もアプリの周知と活用促進を行っていききたいと思います。

また、総合健診会場や結果説明会会場などでの、アプリ相談会の実施も検討したいと思います。

5. Kama さくらウォーク(令和 7 年度開始事業)

(1) 目的：市民一人ひとりの健康意識を高め、日常生活の中に無理なく運動を取り入れるきっかけとして、「気軽に楽しめるウォーキング」をテーマに実施します。「健康」以外の切り口からのアプローチで、子どもと保護者（若年）世代にも参加してもらえるよう取り組み、地域の活性化と世代間交流の促進につなげることを目的とします。

(2) 対象者：市内外を問わず、健康に問題がない方

(3) 内容：嘉麻市観光協会主催、健康課共催で、嘉麻市役所を拠点として、河川敷周辺 5km 程度のコースを歩くウォーキングイベントを開催します。会場では、健康づくりに関する連携協定を締結する企業による健康測定、市内ヘルシーメニュー提供店舗によるお弁当の販売、ふくおか健康アプリ普及相談ブースの設置等、健康課の保健事業を周知し、健康意識を高める機会としても活用します。

(4) 実績：（単位：人）

年度	令和 7 年度
～10 歳代	54
20 歳代	7
30 歳代	10
40 歳代	51
50 歳代	21
60 歳代	36
70 歳代	49
80 歳以上	6
合計	234

(5) 考察・評価：

市内外から約 260 人の事前申し込みがあり、当日は 234 人が事業に参加しました。事業周知として広報誌や SNS、ふくおか健康ポイントアプリ以外に、市内就学前施設や小学校・義務教育学校でのチラシを配布したことで、10 歳代未満が 29 人とその保護者に参加してもらうことができました。参加者アンケートでは、約 95%の方が「また来年も参加したい」と回答し、参加者満足度の高い結果となりました。

(6) 令和 8 年度の取り組み：

令和 7 年度の参加者アンケート結果等を基に、内容の改善を図り、令和 9 年 3 月 21 日（祝）に実施予定です。

6. 健康づくり推進のための会議開催の状況

●嘉麻市健康づくり推進協議会の開催

第 1 回：令和 7 年 7 月 2 日（水）

●嘉麻市保健計画推進員連絡会の開催状況

第 1 回：令和 7 年 7 月 10 日（木）

第 2 回：令和 8 年 2 月 5 日（木）